

大蔵委員会議録 第二十一号

昭和四十五年四月七日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 奥田 敬和君

佐伯 宗義君

高橋清一郎君

登坂重次郎君

丹羽 久章君

福田 繁芳君

松本 十郎君

吉田 重延君

平林 剛君

美濃 政市君

二見 伸明君

小林 政子君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

經濟企画庁長官 矢野 智雄君

生活局長 中川 一郎君

大蔵政務次官 細見 卓君

大蔵省主税局長 上林 英男君

大蔵省關稅局長 太田 康二君

農林省畜産局長 康二君

委員外の出席者

外務省經濟局國際機關第一課長 小林 智彦君

國稅庁關稅部長 中橋敬次郎君

通商産業省通商國際經濟部通商關稅課長 山口 和男君

大蔵委員會調查室長 末松 經正君

委員の異動

四月七日

辭任

中川 俊思君

中村 寅太君

補欠選任

中島源太郎君

吉田 実君

四月三日

減税に関する請願(佐々木三三君紹介)(第三三九号)

同(佐藤楓樹君紹介)(第三二四〇号)

同(斎藤正男君紹介)(第三二四一号)

同(阪上安太郎君紹介)(第三二四二号)

同(島本虎三君紹介)(第三二四三号)

同(下平正一君紹介)(第三二四四号)

同(内藤良平君紹介)(第三二四五号)

同(中井徳次郎君紹介)(第三二四六号)

同(中澤茂一君紹介)(第三二四七号)

同(中嶋英夫君紹介)(第三二四八号)

同(中谷鉄也君紹介)(第三二四九号)

同(植崎弥之助君紹介)(第三二五〇号)

同(成田知巳君紹介)(第三二五一号)

同(西宮弘君紹介)(第三二五二号)

同(芳賀貢君紹介)(第三二五三号)

同(長谷部七郎君紹介)(第三二五四号)

同(畑和君紹介)(第三二五五号)

同(華山親義君紹介)(第三二五六号)

同(原茂君紹介)(第三二五七号)

同(日野吉夫君紹介)(第三二五八号)

同(平林剛君紹介)(第三二五九号)

同(藤田高敏君紹介)(第三二六〇号)

同(古川喜一君紹介)(第三二六一号)

同(細谷治嘉君紹介)(第三二六二号)

同(堀昌雄君紹介)(第三二六三号)

同(松浦利尚君紹介)(第三二六四号)

同(松沢俊昭君紹介)(第三二六五号)

同(井岡大治君紹介)(第三二六六号)

同(加藤清二君紹介)(第三二六七号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第三二六八号)

同(勝間田清一君紹介)(第三二六九号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第三二七〇号)

同(金丸徳重君紹介)(第三二七一号)

同(川村繼義君紹介)(第三二七二号)

同(木島喜兵衛君紹介)(第三二七三号)

同(木原実君紹介)(第三二七四号)

同(北山愛郎君紹介)(第三二七五号)

同(久保三郎君紹介)(第三二七六号)

同(黒田寿男君紹介)(第三二七七号)

同(小林進君紹介)(第三二七八号)

同(後藤俊男君紹介)(第三二七九号)

同(河野密君紹介)(第三二八〇号)

同(佐野憲治君紹介)(第三二八一号)

同(田中武夫君紹介)(第三二八二号)

同(田中恒利君紹介)(第三二八三号)

同(田邊誠君紹介)(第三二八四号)

同(高田富之君紹介)(第三二八五号)

同(武部文君紹介)(第三二八六号)

同(榎兼次郎君紹介)(第三二八七号)

同(千葉七郎君紹介)(第三二八八号)

同(辻原弘市君紹介)(第三二八九号)

同(戸叶里子君紹介)(第三二九〇号)

同(土井たか子君紹介)(第三二九一号)

同(堂森芳夫君紹介)(第三二九二号)

同(中村重光君紹介)(第三二九三号)

同(安宅常彦君紹介)(第三二九四号)

同(阿部昭吾君紹介)(第三二九五号)

同(阿部助哉君紹介)(第三二九六号)

同(阿部末喜男君紹介)(第三二九七号)

同(赤松勇君紹介)(第三二九八号)

同(井野正揮君紹介)(第三二九一号)

同(井上善夫君紹介)(第三二九二号)

同(石川次夫君紹介)(第三二九三号)

同(石橋政嗣君紹介)(第三二九四号)

同(下部政巳君紹介)(第三二九五号)

同(江田三郎君紹介)(第三二九六号)

同(大出俊君紹介)(第三二九七号)

同(大原亨君紹介)(第三二九八号)

同(岡田利春君紹介)(第三二九九号)

貴石、貴金屬製品等第一種物品税の課税方式改正に関する請願(飯谷忠男君紹介)(第三三〇二号)

同(坪川信三君紹介)(第三三〇三号)

同(中村寅太君紹介)(第三三〇四号)

同(坊秀男君紹介)(第三三〇五号)

同(石井一君紹介)(第三三〇六号)

同(植木庚子郎君紹介)(第三三〇七号)

同(江崎真澄君紹介)(第三三〇八号)

同(大坪保雄君紹介)(第三三〇九号)

同(大西正男君紹介)(第三三一〇号)

同(大村襄治君紹介)(第三三一一号)

同(鴨田宗一君紹介)(第三三一二号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第三三一三号)

同(佐藤守良君紹介)(第三三一四号)

同(砂田重民君紹介)(第三三一五号)

同(田中昭二君紹介)(第三三一六号)

同(田中六助君紹介)(第三三一七号)

同(辻寛一君紹介)(第三三一八号)

同(中島茂喜君紹介)(第三三一九号)

同(福田繁芳君紹介)(第三三二〇号)

同(藤尾正行君紹介)(第三三二一号)

同(藤本孝雄君紹介)(第二四四九号)
同(山下元利君紹介)(第二四五〇号)
同(山下徳夫君紹介)(第二四五一号)
同(山田久就君紹介)(第二四五二号)
同(吉田重延君紹介)(第二四五三号)
同(小林政子君紹介)(第二四五四号)
同(谷口善太郎君紹介)(第二四五五号)
同(荒木萬壽夫君紹介)(第二四九七号)
同(小川半次君紹介)(第二四九八号)
同(奥野誠亮君紹介)(第二四九九号)
同(海部俊樹君紹介)(第二五〇〇号)
同(久野忠治君紹介)(第二五〇一号)
同(河本敏夫君紹介)(第二五〇二号)
同(佐伯宗義君紹介)(第二五〇三号)
同(砂原格君紹介)(第二五〇四号)
同(渡海元三郎君紹介)(第二五〇五号)
同(西中清君紹介)(第二五〇六号)
同(橋口隆君紹介)(第二五〇七号)
同(堀昌雄君紹介)(第二五〇八号)
同(山崎平八郎君紹介)(第二五〇九号)
同(横山利秋君紹介)(第二五一〇号)
同(正示啓次郎君紹介)(第二五一一号)
同(樋上新一君紹介)(第二五一二号)
同(廣瀬正雄君紹介)(第二五一三号)
同(細谷治嘉君紹介)(第二五一四号)
同(石井光次郎君紹介)(第二六一〇号)
同(上林山榮吉君紹介)(第二六一二号)
同(河野洋平君紹介)(第二六一三号)
同(櫻内義雄君紹介)(第二六一四号)
同(長谷川四郎君紹介)(第二六一五号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第二六一六号)
同(細見吉藏君紹介)(第二六一七号)
同(渡辺美智雄君紹介)(第二六一八号)
減税に関する諸願(佐々木更三君紹介)(第二五一五号)
同(佐藤樹君紹介)(第二五一六号)
同(佐野憲治君紹介)(第二五一七号)
同(齊藤正男君紹介)(第二五一八号)
同(阪上安太郎君紹介)(第二五一九号)

同(島本虎三君紹介)(第二五二〇号)
同(下平正一君紹介)(第二五二一号)
同(田中武夫君紹介)(第二五二二号)
同(田邊誠君紹介)(第二五二三号)
同(高田富之君紹介)(第二五二四号)
同(武部文君紹介)(第二五二五号)
同(植兼次郎君紹介)(第二五二六号)
同(千葉七郎君紹介)(第二五二七号)
同(辻原弘市君紹介)(第二五二八号)
同(戸叶里子君紹介)(第二五二九号)
同(土井たか子君紹介)(第二五三〇号)
同(堂森芳夫君紹介)(第二五三一号)
同(内藤良平君紹介)(第二五三二号)
同(中井徳次郎君紹介)(第二五三三号)
同(中澤茂一君紹介)(第二五三四号)
同(中嶋英夫君紹介)(第二五三五号)
同(成田知巳君紹介)(第二五三六号)
同(西宮弘君紹介)(第二五三七号)
同(芳賀貢君紹介)(第二五三八号)
同(長谷部七郎君紹介)(第二五三九号)
同(畑和君紹介)(第二五四〇号)
同(華山親義君紹介)(第二五四一号)
同(原茂君紹介)(第二五四二号)
同(日野吉夫君紹介)(第二五四三号)
同(平林剛君紹介)(第二五四四号)
同(藤田高敏君紹介)(第二五四五号)
同(古川喜一君紹介)(第二五四六号)
同(細谷治嘉君紹介)(第二五四七号)
同(堀昌雄君紹介)(第二五四八号)
同(松沢俊昭君紹介)(第二五四九号)
同(井岡大治君紹介)(第二五五〇号)
同(井野正揮君紹介)(第二五五一号)
同(井上普方君紹介)(第二五五二号)
同(石川次夫君紹介)(第二五五三号)
同(石橋政嗣君紹介)(第二五五四号)
同(加藤清二君紹介)(第二五五五号)
同(勝澤芳雄君紹介)(第二五五六号)
同(勝間田清一君紹介)(第二五五七号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第二五五八号)

同(金丸徳重君紹介)(第二六一八号)
同(川崎寛治君紹介)(第二六一九号)
同(木島喜兵衛君紹介)(第二六二〇号)
同(木原実君紹介)(第二六二一号)
同(北山愛郎君紹介)(第二六二二号)
同(久保三郎君紹介)(第二六二三号)
同(黒田寿男君紹介)(第二六二四号)
同(小林信一君紹介)(第二六二五号)
同(後藤俊男君紹介)(第二六二六号)
同(河野密君紹介)(第二六二七号)
同(田中恒利君紹介)(第二六二八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。
参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、参考人の出席を求め意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕
○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○毛利委員長 物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

す。広瀬秀吉君。
○広瀬(秀)委員 ただいま議題になりました二法について、主として大蔵大臣に御質問をいたしたいと思ひます。

物品税につきまして御質問をいたしたいと思ひますが、この委員会でも、今日の物品税の問題について、課税物品の中に税率のアンバランスという問題があり、また非課税物品の中にも、かなり今日の時代にそぐわない実情を、どこまでほんとうに大蔵当局が把握しておられるのか疑わしいという問題点もあるわけでありまして、当然にこれは非課税物品からはずすべきだというようなものが依然として非課税物品になつておるといふような問題などもあつて、その相互の矛盾といふものが鋭く指摘をされて、大蔵事務当局もかなり、そういう問題については近いうちに何とかしたい、そういう方向で改正をはかりたいといふようなことも答弁をされておられるわけでありまして、そこで、大臣にお伺ひをいたしたいわけでありまして、間接税の中でかなり重要な比重をこの物品税が占めておられるわけでありまして、大臣は予算委員会等におきまして、また本委員会におきましても、この間接税を将来かなり増徴の方向といひますが、そういう方向でいきたいといふようなこともたびたび表明されておられるわけでありまして、これらの問題を踏まえて、どういふようなことでこの間接税を増徴の方向に持っていくのか、この点ことを実現されようといはしておられるのか、この点まず大臣のお考えを——ここはほかの予算委員会よりもどこよりも専門的な委員会でございますから、大づかみなものでなしに、あなたの頭の中に描いておられるいままで言明された問題をやや詳しく具体的に構想としてお示しをいただきたい、こういうふうに思うわけでありまして。

○福田国務大臣 今日の段階では、物品税問題を論ずるというにあたりましては、税体系全体の中の物品税ということを考えなければならぬ、こういうふうに思ひます。そこで私は、今日の日本におきまします国民の租税負担、これは必ずしも高く

ない、こういう認識を持ってあります。つまり、いわゆる負担率は一八〇程度である。ところが先進諸国、これを見ますれば、三〇〇をこえるというふうな状態の国が多いわけであります。国際的水準から見ると、かなりわが国の国民の租税負担というものは低い状態にある。ところが、それにもかかわらずわが国におきましては重税感を訴える人が多いのでございますが、それは一体なぜかといえますと、そういう低い租税負担の状態であるにもかかわらず、その租税負担のやり方というものが直接税に非常に比重がかかってきておる。申し上げるまでもございせんが、戦前では三分の二が間接税であり、三分の一が直接税であった。今日は逆転をいたしまして、六五％が直接税であり、間接税は三五％だ、こういうことになってきており、今後、今日の税体系のもとにおいて経済成長ということを考える場合におきましては、この六五％という直接税比率が、これがさらにふくれ上がっていくということが想像されるわけであります。

そういうことを考えると、これからの税制を一体どうするかというのを考える場合におきまして、一方におきましては財政需要はどんどんふえていく、それにも対処しなければならぬ、同時に、ただいま申し上げましたような問題も処理しなければならぬ、こういうことになるので、そこで私は、今後におきましての直接税の負担というものはそれを軽減をするという基本方向、これは堅持していきたいというふうに考えるのであります。したがってそれに対する財源、また社会開発投資、社会保障、そういうものに対する新しい需要に充てる財源、そういうものを間接税に求むべきか、かように考えておるのであります。そういう方向の中の一環として物品税問題も基本的にはとらえていく必要がある、こういうふうに考えておる。

で、さあそれじゃ具体的な物品税を一体どうするかということになりますと、何か物品税対象として適切なものがあるかどうか。つまり世の中は日

進月歩で変わってきておる。その変化の状況にに応じていろんな検討の余地があると思う。それから同時に、その反面におきましては、その物品に課税をすることによって、当面の重大問題である物価政策にどういふ影響があるかという配慮もしなければならぬ問題だと思ひますが、ともかく以上のような考え方のもとにおきまして、物品税においても何かそういう考え方のもとにおいて適切な対象が求め得られるならばこの増徴を考えていきたい、これが基本的な考え方でございます。

○広瀬(秀)委員 いまの大臣の御答弁によりまして、最初に租税負担率の国際比較という点を持ち出されました。これは確かに数字で見ると限りにおいて、イギリス等においてはもう少し三〇％をこえるというふうな状況にもあるというふうなところから見れば、この昭和四十五年、皆さんの提出した資料を見ましても一八・八％というふうなことでありまして、確かにまあ低いというふうなところになっておるわけです。しかし重税感というものが依然としてあるというところにやはり一つの問題点があるだろうと思ひますね。

この数字の見方の問題にいたしまして、その数字を見るスタンダードポイントにおいてやはりそういう問題点があるだろう。ということは、やはりまだまだ生活水準そのものがかなり格差があるというところ、その税として取ったものが身近な生活基盤整備というふうな、なるほどこれが、重い税金を納めたけれども、われわれのところに戻ったんだという、そういうものがひしひしと国民に感じ得られるというふうな状態にあれば、これはその重税感というものがわりあい薄らぐ傾向にある、いわゆる高福祉高負担というところも受け入れられる面が非常に多いと思ひますね。ところがそういう面が日本においては、特に社会保障等においても、このいわゆる国の社会保障に対する予算としての支出が国民所得に対して六・四％ぐらいの給付率でしかない。西欧諸国は軒並み、高いところは二〇％、スタンダードには大体一五％程度ということになっておるわけです。そういうようなこと

なんかも原因になって、重税感というものがまだ日本には非常に——生活のレベルそのものが、まだ蓄積のない、ゆとりのない生活というもので、そういうものとかがみ合はさつてこの重税感というものは日本の場合に非常に強いものがあるだろうと思ひます。まあこの点は意見として聞いておいていただきたいと思ひます。

直接税につきましてはこれから軽減をされる、そうだとすればやはり間接税を幾らかでも増徴していくという課題が出てくると、こうおっしゃるわけでありまして、そこでこの物品税の場合に、将来ともこのいまの個別物品税というお考えをそのまま、そういう個別物品税制度、個別消費税制度、こういうものの今日のスタイルを続けていかれる気持ちであるのか、こういう点についてなかなか、たとえば新規の課税物品をさがす、ほとんど取り入れてくるというふうなことにいってはもう国民の側からの抵抗が非常にあって、事務レベルではなかなかむずかしいということがいわれている。そういう中で大臣が、物品税を含めてそういう増徴の方向というものを示唆されている。大臣のお考えとしては、いまの個別物品税制度というものをいまの形で、将来も新規物品を取り入れながら存続をさせていくのか、あるいは別な課税方式、特に売り上げ税であるとか、あるいはかつて取引高税というところで、昭和二十三年ごろでしたか一度やったことがありますが、これは一年にして終わった、そういう苦い経験もあるわけでありまして、そういう中から、付加価値税制度のほうがよりすぐれているというふうな——外国等におきましては売り上げ税をやつて、ある程度失敗をして付加価値税というところに来た、こういうふうな経緯もあるようでありまして、そういうような問題について、どういふお考えなのか、いまの個別物品税の体系の中で新規課税物品を取り入れていく方式をとるのか、そういう付加価値税方式というふうな、売り上げ税よりはすぐれた形だと今日通説になっておるわけでありまして、そういう方向にいかれるおつもりなのか、その辺

のところは、大臣の率直な気持ちとは一体どういふところにおきましますか。

○福田田務大臣 長い目の問題としましては、総合的な付加価値税、あるいは取引高税、あるいは売り上げ税、こういうようなものも検討しておかなければならぬ問題である、そう考えますが、これはいま広瀬さんから御指摘がありました、物価政策との関係が非常にむずかしいでございます。現に去年あたりはベルギーで消費者物価が九％も暴騰した、こういうようなことがありまして、その原因は一体何なんだろう。調べてみると、これは付加価値税制度を採用した、これがそのまゝ物価にはね返ってきた結果である、こういうことになっております。そういうふうな物価の問題の非常にデリケートな今日におきまして、総合的な物品税課税方式、これは私はなかなかむずかしいと思ひます。検討はしておかなければならぬ、しかしむずかしい。当面具体的な政治課題として考えられるものは、個別物品税ということになるのかと思ひます。その個別物品税は、先ほど申し上げたような趣旨において、どういふ対象が考えられるか、これをひとつ模索してみたいというのがたいだいま私の気持ちであります。

○広瀬(秀)委員 そのお考えはまあ長期的にはそういうことも検討されるべきだ、売り上げ税なり取引高税なり、あるいは付加価値税なりという、そういうものについても検討しなくてはならないだろう、当面は物価対策の問題もこれあり、個別物品税の新規物品を模索したい、こういうことなんでしょうが、そうなりますと、先ほども申し上げたのですが、事務当局としては、新規物品を取り入れるということについてはかなりむずかしい、困難な面が非常に多いということでございます。

そういうことを考え合わせますと、大臣の考え方というものは、物品税以外にも砂糖消費税あり、あるいは入場税あり、関税あり、ガソリン税あり、酒税あり、またたばこの問題も一種の税金でありまして、いろいろな間接税があるわけであり

ますが、大体酒、たばこの類はもうほぼ限界にきているのじゃないかというのを考えますと、新規物品というものは、言うべくして現実の政治状況、国民感情の中で取り入れるのが非常にむずかしい。しかも大臣は、入場税の問題等につきましては、これを前向きに軽減する方向で検討されるというところも参議院予算委員会でも木村八郎委員に對してお答えになっておられる。そうしますと、直接税は依然として減税していきたい、その財源をこつち求めたいというお考え、いま物品税についてはそういうお答えがあったわけですが、それ、それもかなり困難があるということになれば、大臣の頭の中にいまだうとところ——これは物品値上りに直接結びつくような形では当然いかぬわけですね。この間接税の引き上げがそのまゝ転嫁されて物品の値上りになるということになると、これはかなり大きい政府の責任にもなりますから、物価対策の問題にもそれほど響かぬ間接税の増徴の方向をどういうところに求められるか。ほかの税目にも言及をいたしまして、たとえばまた降つておいたような自動車新税の構想、こういうようなものに大きな期待をかけて、そういう方向に踏み切るつもりなのかどうか、これらの点を含めて、ほかの間接税のどの税目に対してそういう可能性が当面見出されるのか、こういう展望についてお伺いしたい。

○福田國務大臣 どういうものを新しい物品税の対象にするか、あるいは現在ある物品税のどれを税率引き上げの対象にするかということにつきましては、結論を申し上げますと、今日の段階でまだ公に申し上げるところまでできていない。これからいろいろの問題が出てきますが、一つは道路整備五年計画という問題があります。それからさらに新しく新幹線整備計画というような問題も出てきておられるわけですね。そういうような財政需要が一方においてあるというのを考えながら、さてその財源対策をどうするかということ、それからいろいろと検討しなければならぬ。まあ昭和四十六年度の予算編成時を一つの目標として

考えなければいけないというのが今日の段階でありまして、それをさらに掘り下げて、どういう物品に物品税を増徴するのだとか、そこまではまだきつておらぬ、率直に申し上げましてそういう状況でございます。

○広瀬(秀)委員 たいへん用心深い御答弁をされているわけですが、しかしこの物品税につきましても、冒頭に申し上げましたように、かなり問題点が出てきているというところで、細見主税局長の答弁も、私もその矛盾に気がついておりまして、近いうちにこの改正をしようと思つておられるということ、これは表面をされておられるわけですね。その問題点を審議していただいて、来年度には——正の問題を審議していただいて、来年度には——大体、この前大幅な改正をやられたのが三十七年ということでございます。その後日本の経済も急テンポに、また生活の様式、様態、さらに若干のレベルアップというふうなこともあり、消費体系というふうなものかなり変わつてきている。さらに先ほど大臣が答弁されたような将来の総合課税といふことも、取引高税というふうな方向に検討を進めるといふ政策的な判断も出てきている。そういう中で、ここの税制調査会に、これらの問題がある程度大蔵省としての考えをまとめて諮問をされ、来年度は三十七年以來もう九年目になるわけですから、来年は物品税の大幅な改正、こういうふうなものが当然なされてしかるべきだと考える。物品税の大幅な改正といふこと、見直した大幅改正、こういうふうなものが当然考えられるべきだ、そういう時期に來ていると私も判断しているわけですが、その点についてはどうお考えですか。

○福田國務大臣 傾向といたしましては、まさに広瀬さんのおっしゃるとおりだと思います。来年は物品税問題が私どもの重要な課題である、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 来年は大幅な改正案を出されるというお考えと受け取っておきたいと思つて、そこで、今度の措置におきまして、いままでの

暫定的軽減税率を漸進的に引き上げるといふようなことが、特に電気製品などについて、トランジスタ型テレビ受像機、電子楽器、ステレオ電圧増幅機、複合型スピーカシステム、冷蔵庫などがあるわけですが、これは現行の非課税を本則に三年計画で大体もつていこうというわけでありまして、こういうふうな五割ずつ三年間で上げていく、そして本則に戻していくというふうなことで、大臣としてはこういう案を出された際に、これは企業の合理化と努力というふうなことで、全部値上げに転嫁されないという確信をもつてなされた措置でございますか。そしてそういう問題について現行の価格を、今度物品税が五割上がったから、せめて二割でも三割でも上げるというふうなことで、はなしに、それが全部企業努力の中で吸収され得るものだ、こういう確信がございしますか。またそういうことではしっかりと監視をされるかどうか、この辺のところは物価との関係においてどうなっておりますか。

○福田國務大臣 でありますから、物価との関係といふことは慎重に考えなければならぬと思つてます。しかし物価と申し上げても、生活水準の維持といふことを含めての物価といふ問題であらうと思ひます。いわゆる奢侈品といふものについて、かりにこれが物品税を増徴した結果値上りをした、そういうふうなことをもつて私は必ずしも不適正であるといふふうには考えておりません。ですから、物品税を課する、これは間接税でありますから、租税の原理からいいますと、どうしても価格に転嫁されるという傾向を持つわけですね。しかしそれが企業努力によって吸収される——いま生産性もかなり向上している時期でありますから、そういう他の一面もあると思ひます。なるべくこれを企業が努力によつて吸収されるというのを私は期待しますが、それにいたしたとしても、物品税が販売価格の上昇といふことの圧力となることはあり得るわけでありますから、その圧力をどこまで企業努力によつて吸収し得る

か、こういう問題、しかもその結果、国民生活にそう大きな影響を及ぼさない、こういうふうな、その対象ですね、その選択、そういうことが今後われわれが特に検討しなければならぬ点であらう、さうやうに考えておられるわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 たいへんいろいろ言われたわけでありまして、今回の暫定非課税物品を漸進的に税率引き上げをやるという場合に、これが物価に完全にはね返らないんだという確信を持つてやられたわけではない、そこら辺のところは確信を持ってお答えになっておられない。トランジスタ型テレビ受像機を上げたからといって、これがどれだけ物価にはね返るのかということについては、確かに比重としては小さいだろうと思ひます。こういうものが全部の世帯に入るわけでもないですから、したがって比重としては小さいにしても、やはり物品税を上げるということが、いわゆるインフレーション、こういうふうなものに対して、業界がこれを奇貨として値上げをするようなことがあつてはならないと思つてます。そういう点については企業努力といふようなものとも十分ならみ合せて、もう少し確信のある答えを私は期待しておつたわけですが、物価に対するはね返りといふものは、やはりある程度は避けられない、こういうことを了解してよろしうございしますか。ある程度のはね返りはやむを得ないんだと……。

○福田國務大臣 いま私は一般論で申し上げたわけですが、いま問題になるカラーテレビといふようなことになりまして、これは各社競争でいまその生産を上げるということに努力しているわけですね。競争原理というふうなものもかなり働いてくる、こういうふうな考えますので、五割程度の物品税、これが商品価格にそう影響があるというふうな見方はいたしておられません。

○広瀬(秀)委員 これは細見局長も前に他の委員の質問に答弁されたと思うのですが、それに間違いございませんか。

○細見政府委員 いま大臣がお答え申し上げまし

そこで物品税とは直接関係がございませんが、いつでも間接税ということになりますと問題になるのは砂糖の消費税だと思ふのですね。これが関税で三五％、消費税では一二・三％、一種、二種によつて若干違ひますけれども、一種、二種は、これは国内産、沖縄産ということで無税でございますが、合わせますと、大体平均で四五・九％という非常に高率な、百三十円の中で両方合わせると六十三円五十銭というような、——大体いま一キロ百三十円くらいが市場で小売りされてゐる相場でありますが、この中で六十三円五十銭は大体税金だということになるわけであります。この問題について、関税、消費税両面で物価対策を本氣になつてやるとするならば、やはりこういう面では砂糖なんというのは、これこそまさに国民の生活必需品であるわけですね。しかもこの砂糖の一世帯当たり、あるいは一人当たりの消費量というものが、いわゆる文明の尺度をはかる、文明

○福田閣下 たいだいまの広瀬さんの御意見で
すね、これは皆さんからそう言われるのです。私
どももそういう御意見に対して理解を持たないわ
けではないのです。ただ、いまキログラム当た
り日本の砂糖価格は百三十円程度であります
が、大抵各国においても砂糖はかなり高いです。イタ
リアではさらに高く、百三十六円、フランス、西
ドイツあたりが百四円、百八円というふうになっ
ており、アメリカはやや低くて九十五円というこ
とになっておるわけでありますから、そう日本の
砂糖がべらぼうに高いんだというような状態では
ないのであります。考え方としては、広瀬さん
のおっしゃるような問題は伏在しておると思いま
す。ただ、これは日本の場合は一キログラム当た
り百三十円の小売り価格、その中で約半分が租税
公課、そういうことになっておる。それをさらに
分析いたしますと、関税が非常に多いのです。消
費税だけをとってみますと一二％くらいなところ
になつてくるわけであります。あと残りは関

○広瀬秀委員 関税が三五％だということはこれはかなり高い。諸外国でもしかなりの税率を課しているのだということですが、国内産業を保護するためということとは、消費税の場合にはちよつとどうかと思うわけですね。この砂糖消費税の税率はまだ一二・三％ということになっている。これは国内産業保護という問題との関連だけでは、なかなか説明のつかない問題だろうと思うのです。しかも生活必需品だ。この種の生活必需品、これは直接物品税ではない、消費税法というものが特に設けられている。その考え方というもので、物品税はいわゆる生活必需品には課税しないのを原則として、便益品なり奢侈品、ぜいたく品なりに課税するという体系をとっているわけ

成り立つかというような問題もございまして、その辺、甘味資源全体とのからみがございますので、大臣が申し上げておりますように、甘味資源全体をどう持っていくかという政策の、いわば砂糖消費税なり関税なりはその政策のささえとして用いられておる。むしろ消費税というよりも、そういう産業政策的な要素も多いということもひとつ申し上げておきたいと思ひます。それからいま一つは、砂糖なり、でん粉からつくったブドウ糖なりの使用は、家庭の使用ももちろんございしますが、いわば大部分が、六割ないし七割のものは菓子その他の原料になっておるわけであります。菓子その他の原料の中で砂糖なり砂糖消費税なりの占めます割合というものはかなり小さくなりま

して、若干の砂糖消費税の引き下げというのが、先ほどのテレビの話の逆でございまして、下げたからそれが菓子の価格にだけ響くかということとは、今後検討を要する問題じゃないか、かように考へておる次第でございます。

○廣瀬(秀)委員 この問題で長い時間とることは、時間の余裕がないわけなんです、もちろんこれは業務用、営業用という面での消費量が非常に多いことではあります、しかしこの問題についてはさらに国内産業等におきましても、盛岡あたりまでこのてん菜糖の栽培を政府の施策によつて農民にやつてもらつておつた。これが二、三年前からほとんど全部だめになる。ほんとうの北海道の適地ぐらゐのところに來てしまふというふうなこともあつたわけですね。それらの問題なども十分考へながら、これはやはり小売価格の半分に近いものが税金である、しかもそれが全く生活必需品であるというのを考へれば、これを幾らかでも安くする方向というものを、産業政策との兼ね合いの中で絶えず追及をしていくという、そういうかまえては大臣、これはぜひひとつともらなければいけない、かように思うわけですね。

それから間接税の問題で、入場税の問題、これは本委員会でもしばしばやつてきた問題であります、この問題についても軽減の方向で前向きに検討をします、実現をしますというのを大臣は表明をされております。これはまあいろいろ軽減の方法というものはあると思うのですが、大臣のいまの、前向きで検討されるという中身であります、免税点を引き上げていくという形をとられるおつもりなのか、それとも質的な問題、たとえば純芸術的なものであるとか、非常に奢侈的、娯樂的、遊興的というふうな、そういう質的な面で差別を設けて、ほんとうに大衆が教養なり、あるいは芸術性なりというものを享受するための入場、こういうふうなものについては安くしていく、あるいは無税にしていくというふうな、すなわち減免を考へているのか、あるいはまた特に価

格が、最近一般の興行場等については非常に入場料も高くなつております。そういう高価なものをとらえていく考へなのか、その辺のところ、大臣の考へがどういふところにあつてあのような答へになつておるのか、この辺のところを少し、一歩進んだ具体化の方向というものについてお示しをいただきたい、かように考へます。

○福田(秀)大臣 入場税につきましては、いま三十円という免税点を設けております、これはいかに今日低過ぎる、こういう感じを持つております。これが免税点問題に対して私が発言しております。ただこの引き上げを行なうということでもなく、競輪、競馬でありますとか、ああいうような種類のものにつまましてはいかがであらうかというふうな考へ方を持つております。

なお、質的な問題について、一体どういふふうにするかということにつきましては、今後なお検討をしていきたい、そういうふうな考へております。

○廣瀬(秀)委員 あとあまり時間が無いのでありますが、大臣にもう一つ伺いたいのは、私ども、物品税の問題あるいはその他の消費税の問題等について議論をいたします際に、常に逆進性——所得税における超過の累進課税というものと逆な作用を持つておる。したがつて、低所得の人たちに對して非常に重い、負担能力にそぐわない重税を課する結果になる、こういうふうな問題点について、私ども前々から触れてきたわけであります。もちろん逆進性というものが強度に働くというものは、非常に生活水準というものが低い、こういうふうな場合にそのことが特に強く意識されるわけでありまして、まあ若干でも高度成長の中で国民大衆の生活水準というものが上がつておるといふような状態においては、ある程度はそういう問題も意識しなくなる、国民自身がもう意識しなくなるというふうな面も、それはあると思うわけでありまして、今日の段階において、まだ私どもはい

わゆる物品税、間接税というものが大衆課税であり、逆進性を持つておるといふことから、日本の生活水準がそんなものをもう意識しないほど高まつていふことは考へられないわけなんです、この問題については、最初の質問に戻したような形になるわけですが、間接税増徴という方向と逆進性に、租税の原則からいって問題がまだありはしないか。にもかかわらず大臣がそういう方向を出されたということについては、どのようにこの問題を整理をされておられるのか。そのところをひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○福田(秀)大臣 私は、かねて申し上げておるのですが、税制は一面において公平でなければならぬ、また同時に負担能力などに応じたものであることの要請、それから第三には、国民との摩擦感になるべく少なくするということも配慮しなければならぬ、こういうふうな申し上げておるわけですが、それを日本の税制全体について適用してみますと、いまだとも直接税が重いということについての国民の不満というものがあつて見受けられる。廣瀬さん、どういふふうな感じかどうか知らぬが、私どもはそういうふうな考へます。そこで今後の財政需要を考へると、どうも所得税を下げていくという行き方、これはもう限界に來ておるのじゃないか、こういうふうな思ふのです。むしろ所得税は、これは増税さえも考へなければならぬような状態ではないか。そうすると、増高する財政需要、また所得税減税による財源欠陥というものをどういふふうにかかなうのかという問題になるわけでありまして、これは今日六五%まで来た直接税、しかもこれがさらにさらにふえようとしておる。この所得税ではなくて、間接税にこれを依存するといふ考へ方、これを基本的にとつていいのじゃないか。私は、もとより間接税中心主義といふ考へ方はとつておりません。しかし、あまりにも直接税がウェイトが大き過ぎるのが今日の実情ではないか。これを間接税の増徴によつて緩和するといふ考へ方、これをとるべきではないか、そういう考へ方が妥当ではあ

るまいか、そういう考へ方に立つておるのであります。

○廣瀬(秀)委員 大臣の考へ方の中にも、私どもも、単に逆進性という問題だけをことさらに強調して、時代の進展といふものを無視しようという気持ちも別にあるわけじゃない。しかしながら、まだ今日の段階では、そういう逆進性がなお日本の生活においては間接税増徴といふことについて強く意識される生活状況にあるのではないかしら直接税についても、ある程度減税をかなりやつてきたと大臣は言われるわけでありまして、物価との関係においては、私どもはもう百三万円の課税最低限だつて、実質価値としては、四年前に百万円四十五年にやりますと言つた当時から見れば、その間における物価の事情も二〇%近くも上がつていふような状況もあつて、これはもう百万円が百万円ではないといふふうに見ざるを得ないわけであつて、そういうものを考へて、両方をうまくいかに調和をさして不公平な税制にならないように、そういうものも十分考へながらやつていくとするならば、これは一つにはやはり新しい課税方式というふうなことも踏み切つていかざるを得ないのじゃないか。その際にも、いわゆる間接税がかけられるといふことを国民が鋭く意識をして、大衆課税だといふような配慮といふものが当然必要になつてくるというのを考へ合わせてみれば、しかもまだまだ直接税の減税というものもやらなければ今日おさまるような状況でもない。サラリーマン等を中心にして重税感というものは非常にまだまきびしい状況でありますから、そういうほうもやらなければならぬ、財源の問題についても壁にぶつたといふことになれば、これは一つの方向としては、非常に薄く広いといふますか、そういう間接税のかけ方、国民がそれほど抵抗しなくて済むような薄く、広い、低いかけ方をする。それと同時に、やはりこの物品税が沿革的に持つてきた奢侈品に対する課税、高価なものを購買するということに対してかなり高率な課税を

すると、そういう方向というものは一応考えられるわけですね。その辺のところについて大臣の考えを最後に伺って、時間の関係もありまして、これで私の質問を終わります。

○福田国務大臣 物品税といえども、全部これがあなたのおっしゃるような逆進性という性格じゃないかと思うのです。まあ消費税全体について言えると思います。たとえば砂糖のようなものにつきましては、大衆課税というか一律平等でございまして、免税点がいりあるものもあるわけですが、そういうものも考慮してやっております。どうか、そういうものも考慮してやっております。こういうことでございまして、とにかく私が申し上げました三つの考え方を総合いたしまして、どういう形が今後とらるべき物品税、消費税について妥当するかというのをよく考えて、あまり極端に走ってはいかぬ、これは政治的に見まして妥当なところでできてもいかなければならぬ、こういうふうに考えております。

○広瀬秀雄委員 残余の質問は午後に戻します。

○毛利委員 堀君。

○堀委員 実は前回の質問でかなり具体的に現在の物品税のあり方を順次洗ってきただけでありますけれども、きょうは引き続きその問題の処理をいたしたいのですが、いまよりあえず大臣の時間が約十八分くらいということですから、少しやって、残余はその後、あしたの午前中にでも引き続きやらしていただくことにさせていただきます。ただこうも思うのでありますが、非常に象徴的な点だけ少し問題提起をしておきたいのであります。

現在の物品税を、ずっとここを全部調べてみますと、非課税物品という中に、物品税を課税する基本的なものの考え方、要するに一般的な消費物品、まあ便益的なもの、さらに奢侈的なもの、こういうふうな段階に分けたりいろいろしてみましたが、かなり奢侈的なものでありながら、そしてその奢侈的なものを購入する人に負担能力があるということがはつきりわかっておる物品であります。非課税になつておるものも実はかなりあります。

またある面では、免税点が非常に引き上げられておるために、一般の少なくとも消費物資あるいは便益的という程度のものに比べてかなり奢侈的だと見られるようなものも、いま免税点の中に含まれておるというものが実はかなりたくさんあるわけですね。

ちよつと簡単にこの前の続きのところでも一つ問題を提起しておきたいのですけれども、今後の、これから先の日本の経済を考えていきます場合に、非常にこれからそれが一般に購買をされるであらうし、同時にその傾向がややともすれば高級化を迫るであらうというものの一つに、私は家具類があると思うのです。御承知のように、これは国民の生活のレベルアップとともに住宅はかなり多くなつてくるのでありまして、その住宅がふえるにつれて、その内部に設置する家具類というものは、最近ほとんど高級化しておるというのには大臣の御承知のとおりだと思ひます。そういう高級化していく、要するに意味では負担能力のある物品について、家具類のところで「たンス類及びたな物類」というものの免税点が、衣服用のたンス一個または一組四万円。これは製造者価格でありますから、主税局長、小売り価格は大体幾らと見ていますか。この四万円の製造価格のたンスは、

○堀委員 現在私も百貨店で一般的にたンスを見ておりますが、まあ総代理店が調べておるところのいろいろなCPIその他に使う基準は少し低いと思ひますけれども、大体衣服のたンス三万円なると、これは通常たンスとして十分役に立つ。やや私どもの目から見れば高級に近いほうだと思ひます。三万円くらいのもので、いまの話のように七万円というところなら、実はほとんどのたンスというものは免税点のために非課税になつておるというところが、私は現在の事情だと思ひます。さらにはその次のところに、茶だんすその他のたンス、一個または一組につき三万円。これもおそらく小売り価格は五万円ですか、

五万円の茶だんすなどというものは全くいまの物価情勢から見ても奢侈品であることに私は間違ひがないと思ひます。その次は、たな物類一個または一組につき三万円。これもやはり五、六万のものになるでございましょう。私はこれらのものは免税点が非常に高過ぎる、現在のその他の諸物品に比べて高過ぎると思ひます。最も驚くべきものは寝台なんですね。その次にあります。この家具類から寝台、みな二〇%なんですね。寝台はダブルベッドでしようね、ダブル以外とあるから、これは小売り価格に換算してどうなりますか、ダブルベッド幾ら、シングル幾ら。

○堀委員 実はいわれわれの生活もなるほど洋式なものが増えてきて、そういう感じがございまして、その中でも五万円の七万円のというベッドは、私は今日の日本人の生活水準から見るとやや高級品ではないのか、こういう感じがいたしました。そこで、これらのものはここまで免税になつていますから、そこから上はいきなり二〇%以上の課税になるわけですから、非常に免税点が高いというところは、免税されたものと課税されたものの間が非常に大きくなるわけですね。いきなり一万円以上の格差がそこには出てくることになる可能性がここにはあるわけですね。

そこで、私はこのような状態を見て、過去いろいろと物品税についてずっと免税点を調べてみました。たとえば時計とハンドバッグを並べてみても、時計などというものは非常に日常の用に供せられるものであります。これが三千五百円です。ハンドバッグは八千円なんですね。製造者価格八千円のハンドバッグ、これは一体小売り価格幾らになるのですか。

○堀委員 大臣はあまりハンドバッグをお買いになつたことはないかどうかわかりませんが、私ときどき女房に年に一ぺんくらいは誕生日祝いにハンドバッグを買ってやろうと思つて行きますが、国産品で一万円以上というハンドバッグを買つたことはない。外国の品ならばやむを得ません。これは関税も入つてしまふし、奢侈的なものだから高いですが、まあ国内の製品ならば五、六千円というところで、けっこう日常に使えるハンドバッグがあるというのが、いまの事情でございまして。大体一般的には三千円くらいの普及品だろつと思ひますが、ハンドバッグについては一万四千円まで免税にしているというところは、私は明らかに奢侈的だと思ひます。小売り価格で八千円くらいから上は、もうけっこう負担能力のある者が買つておる。それくらい以下はまあまあとしまして、八千円以上はハンドバッグの場合も奢侈品じゃないか。時計の場合の三千五百円はおそらく七千円くらいということですから、時計の場合はどちらかというと奢侈的に使うというよりも日常的な業務の便益のほうが多いのじゃないかと思ひます。そこらのバランスは必ずしもよくないといつてないのじゃないか。象徴的なものをちよつと取り上げたわけですが、こういう問題を私は見ておりまして、物品税の課税のあり方ですね、非課税品目をつくつたり免税点を引き上げたりする仕組みに実は問題が少しあると思つておるのです。

そこで、この際私が大臣に伺いたいことは、一ぺん物品税——これはこの間伺ひましたけれども、大臣も個別物品税といふますか、間接税の増徴の問題もお考えのようでありますから、ひとつ現時点における非課税、免税点を含めて、あるべき物品税の体系、これをこの際税制調査会に諮問をしていただいて、一ぺん具体的な答申を求めていただきたいと思ひます。そうすれば、非課税品目が現在こうなつておるけれどもこれは適当でないのじゃないか、あるいは非課税になつておるものであるけれどもこれは課税すべきではない

五万円の茶だんすなどというものは全くいまの物価情勢から見ても奢侈品であることに私は間違ひがないと思ひます。その次は、たな物類一個または一組につき三万円。これもやはり五、六万のものになるでございましょう。私はこれらのものは免税点が非常に高過ぎる、現在のその他の諸物品に比べて高過ぎると思ひます。最も驚くべきものは寝台なんですね。その次にあります。この家具類から寝台、みな二〇%なんですね。寝台はダブルベッドでしようね、ダブル以外とあるから、これは小売り価格に換算してどうなりますか、ダブルベッド幾ら、シングル幾ら。

か、これまで課税されておったけれども非課税になつたものがある、しかしそれについては必要があるものがあるのではないか、こういうふうな物品税全体をひとつこの際洗い直して、非課税品目、課税品目、免税品のあり方、これを少し具体的に一ぺん税制調査会に答申を求めていただく。そうして大臣の考えられておる間接税の増徴の問題についても、あわせてその中で全体のバランスのとれた形のもので問題を処理していくということにすべき段階に來ているのではないか。まことに随行的で、個々の物品についてずつといろいろな操作をしてきた結果、ゆがみにゆがんだ形がいま物品税の体系の中にある、こういうふうな感じでおるわけでありすが、大臣はそれについていかがでございますか。

○福田田務大臣 たいへん貴重な御意見をお伺いいたしましてありがとうございます。御意見のほどはよく考えてみます。

○堀委員 考えてみるとおっしゃることは、私の方向で一ぺんおやりいただく、こういうことですね。ちよつともう一ぺん……。

○福田田務大臣 そういう方向で考えてみます。

〔発言する者あり〕

○堀委員 特に私はこの問題の中で、物品税もないほうがいいだろと思ひますが、ある以上はやはり合理的な課税でなければいけないと思ひます。私はこの中では、物品税というもののについての過去の沿革その他から見て、やはり物品税を払う者は担税能力のある者が払うということではないと、もうただ広く取ればいい、要するに税収を上げるための手段だと思ひ方は、私はやはり物品税については誤りだと思ひます。ですから物品税というものの一つ一つの思想といひますが、そこが整理され、確立をされること、私は国民が納税をする場合に一番納得しやいことではないか、こういうふうな考えでおるわけでありすが、いまいろいろの雑音がありましたけれども、ひとつ雑音は雑音として、十分御検討をいたしたいと思ひます。

その次に、今度は物品税のもう一つの観点は、さつき広瀬委員も取り上げておりましたけれども、非常に問題があるのは電気製品の物品税の問題だと私は思ひます。というのは、私、商工委員会にもおりましたりして、電気製品の価格の問題をしばしば取り上げてきたのでありますけれども、かつて平林君が、昭和四十年でありましたか、当委員会でも取り上げた例のカラーテレビの問題、当時現金定価十九万八千円がアメリカには六万五千円で輸出をされておる。これは五万五千円の製品価格であります。自動車についても、私が一昨年商工委員会でも議論をいたしましたときに、当時小売り価格で七十二万円の千五百ccの車は輸出価格が三十三万円ということを通産省は明らかにしておるわけですね。要するに国内で売つておる価格の二分の一以下で——その三十三万円も当時千九百ccのエンジンを積んで輸出した、それが三十三万円ということであつたわけですから、実際に換算すれば、国内で当時の価格で見れば、国内価格はおよそ七十五万円以上になつたであらうというものが三十三万円、半分以上の価格で実は輸出をされておる。いまこれらについて最近の状態を見ると、大体風機が小売り価格二万一千七百円でありすが、輸出価格は五千二百円くらいで輸出をされておる。洗たく機が二万三千円のものが一萬三千円、冷蔵庫五万六千円が二万八千円、大体半分以上それ以下で実は輸出をされておるというのがいまの実情なんですね。

そうしてみると、これだけ大きなマージンを取つておるものに対するいまの物品税の課税上の問題というのは、これは一体いかにあるべきか。いま広瀬委員は、物品税を上げることが消費者に転嫁されるという点についての問題を提起されておつたわけでありすが、物品税というものの置かれておる趣旨からして、ともかく大衆が一般的な消費をする商品については、もちろんできるだけ課税しないということが私はたてまえだと思ひますけれども、その時限時限で、実は奢侈的な性格を持つておるものが製品数が少ないからといって

免税されておる、それがよく大衆性を持つところになつたら税金をかけるという発想になつておるわけですね。これは企業側に対するフエーバーを与えるということが先に立つて、物品税の体系から見ると私は問題があるんじゃないかと思ひます。要するに新しい製品ができて非常に価格が高い。その非常に価格の高いものを買ふ者は担税能力のある者である。ところがだんだん少しずつ価格が下がつてくるし、国民の生活レベルが上がつて廣がつてきて、国民の消費につながるころになると、これらの物品税が課税になるといふことは、私はどうもいまの物品税の問題の考え方からしても少し問題があるような気がする。ですから、この物品税のものの考え方の中に、私はあまりその製品、特にたえばいまの電気製品のメーカーというものはこういう形で巨額の利益をあげておるの、初めからそういうものにそういう形のフエーバーを与える必要はないと思ひます。逆に、要するに大衆商品になつてきたときには税率を下げるといふなら話はわかりましたけれども、どうもそこが私は少し逆になつておるような感じがするのです。大臣はこれをどうお考えでしょうか。

○福田田務大臣 物品税の政策的意図というものを全然排除する、こういうことはあり得ないと思ひます。やはり電気製品がその初期においてまだ開発段階で非常に高い。これを育成いたしますれば国内も大きなマーケットができる、また国外にもマーケットができる。これは育成というように考え方、そういうことを考えること、これはまた物品税としてもときにあり得ることだろと思ひます。いまのカラーテレビのごときはそんなんじやないかと思ひます。いま非常にこれが普及してきた、そこで大衆化してきた、こういう結果、コストも非常に下がつた。かつわが国の国際収支というか、そういう観点から見れば輸出商品としてもたいへん大事な役割を演じておる。そういうようなことで極端にものを一律に割り切るというのはいかかと思ひます。御指摘のカラーテレビのことを願ひてみますと、物品税

だけがああいうふうな今日のカラーテレビ隆盛に役立ったその原因であるとも考えておりませんが、いささかそれともういふ役割を演じている、いい結果をもたらしておる、そういうふうな考えでおります。

○堀委員 私も、ごく少数のときから課税をしるというわけではありませぬけれども、実は課税をするときのスタートが一般的にちよつとおそいと思ひます。実は、今回の課税物品の中の品数を少し押見をしたわけでありすが、あれはあと一〇%にしたに、非課税にしたたり、あるいはあと一〇%にしたに、一五%にしておるところにあまり実はそれほど顕著な出荷数の相違が見られないわけですね。パツケージ型ルウムクーラーを例にとつてみますと、非課税であつた三十七年に二万二千台出た。そうして一〇%の課税をすることになつたときに、昭和三十九年が同じく二万二千台であつて、その次に、さらに一年半一〇%、二年半一〇%ということで、今度一五%になるものでしようけれども、この間の数の変化というものは、ずつと二万一千台ぐらいが四万二千台になるというふうなことでありまして、ですから、一体二万台と四万台が、課税上の問題としてそんなに一〇%であつたり一五%であつたりしなければならぬのか。個々の品目は時間がありませぬから申しませぬけれども、どうも何か非常に物品税のこういう処理が恣意的判断といひますが、あまり私はつきりしないような感じがしてはかたがたいわけですね。ですからここらについては、課税するならば、あまりそういう小刻みの、五%を上げたりすることが、何か消費者に対してのフエーバーのようには見えませぬけれども、私は消費者に対するフエーバーという問題は、逆に競争がもつときちんと行なわれておるならば、さつき申し上げたようにこれだけマージンが取られておるわけですから、製造価格の倍以上で国民はみんな買つておるのに、それだけのマージンの中で吸収できないはずはないというふうな考えるものでありますから、ここらについてはあんまりこまかな処置をす

そこで大臣にお伺いしたいわけでありまうけれども、このようにテレビがどんどん普及したのとは、これは先ほども言ったわけでありましたが、たとえばアポロであるとか、あるいは見のがしてはならない要素としては、最近核家族が非常にふえた、あるいは老人の問題とか、こういう構成的な問題が社会的にある。子供のかぎって子の問題、実際私の家などでも、子供は帰ったらテレビでも見なければおれないという状態です。こういう意味もあると思うのです。また、ちよつと考えると、何となく大衆一般の景気がよくなったからテレビがずつと出るような気がするわけですけれども、私は決してそうとばかりは言えない要素が多い、こういうふうに思うわけですが、この点大臣はどのようにお考えでしょうか。

○福田国務大臣 景気がよくなったということも一つの理由であらうというふうには思いますが、同時にこの世の中が非常に進歩してくる。だから、進歩発展してくるその環境に応じた生活態勢を整える、こういう国民の願望、まあとにかくテレビを見ておきますれば新聞をそうこまかく読まぬでもというような一面もありますし、われわれの生活にテレビというものが今日この段階におきまして欠くことのできないものになってきておる、これがテレビを普及させておる、かように見ております。

○貝沼委員 われわれの生活にテレビが欠くことのできないものになってきた、こういう考え方にについては私も実は賛成であります。確かに、今度の「よど号」事件なんかを見ましても、テレビの影響がかなりあつて世論を形成したために、ある程度よくなったんじゃないかとも思われる節もあるわけなんです。それから、それはよろしいわけでありますが、そこでこの五%上げたことによつて物価に与える影響は、全体では一般的にはたいしたことはないかもしれません。しかしながら一応応へておきたいのですけれども、財政上の流れだけのプラスの面があるのか、ふえる面、その金額

を一度御紹介したいと思ひます。

○細見政府委員 全体で五十三億でございま

す。

○貝沼委員 そこで、物価の上昇と関係するわけ

でありまして、わが国の財政規模から見れば

たいした大きな数字ではないと思ひます。すな

わが国に於いては、個人という立場から考

へますと、テレビ一個、たとえばカラーテレビ

一個が五%上がりますと、ざつと四千円とか三千

円上がるわけでありまして。そうするとこれは決

して安い金額ではないわけでありまして。そこで、政

府は今回所得税の減税をやりました非常に大衆を

安心させるような傾向もあるわけでありましてす

けれども、しかしながら百万円台の所得の人を見

ますので、所得税が安くなったけれども、物品税

が上がることによってあまり影響しなくなつてし

まう、こういうような、喜んでいいのかわからない

ほうがいいのかわからないような結果が出てくる

と思ひます。この点について、感情的にも何となく間接税の上がるということとはちよつと心配だ、こういうことがあると思ひます。この点について大臣の所見をお伺ひいたします。

○福田國務大臣 テレビ課税ですね、物品税がテレビに課税されて、そのテレビの価格を上げるといふ傾向を持つという事は理論的にはいえますが、これはもうテレビ業界も競争してその販売に努力しておりますので、現実にはどういふ価格になるか。ましてこれだけの大量生産ですから、生産性を上げていくという状態を考えますと、そういう物品税が小売り価格にどういふ影響があるかという事は、必ずしも五%上がる、こういうふうな状態ではなからう、こういうふうに見ております。一面において、わが国においては国民全体の所得水準も大きな勢いで上がつていく。そこへもつていって所得減税も行なわれるというのがありますから、その大勢の中におきまして、物品税がテレビにつきまして五%上がりましたというの、これは私はもうほとんど無視していい

ておる今日の税体系というものを多少ここで正

しておく必要がある。むしろ、直接税は増徴じや

なくして軽減という方向のことも考えなければならぬというふうな考えでおるのであります。

○貝沼委員 そこで、これは蛇足かもしれませんが、物品税のあり方について、一般売り上げ税と付加価値税では、理論的には付加価値税のほうがすぐれているというふうな意味の答弁をなされたと思ひますが、大蔵大臣の見解はこの点についていかがでしょうか。

○福田國務大臣 これは一利一害、利害得失あるところかと思ひますが、一がいにとつちがどうというふうには言えないと思ひます。そのときの置かれておる経済情勢でどつちを採用するのが妥当かということかと思ひますが、今日私どもは、当面付加価値税なり売り上げ税なりという一般

的、総合的間接税というものを考へておりませ

ん。もう当面は、考へるにいたしまして個別消費税、こういうことにならうか、かように考へて

おります。

○貝沼委員 時間があまりありませんので急ぎま

すけれども、その次に、やはりこれにのつとて

やるわけでありまして、五%の引き上げというこ

とは、先ほどから聞いておりますように、全体の金額としてはたいしたことはありませんが、しか

しながら五月一日前後、日本の国内で生産あるいは流通、消費という面でもかなりの擾乱要因とな

り得るのではないかと心配があるわけであり

ます。このような性格を持つ間接税の増徴を、大

臣は今後の方向として望ましいと思ひます。か

うか、この点をお答え願ひたいと思ひます。

○福田國務大臣 物品税を動かすという際におき

まはして、これはもういつともいろいろな摩擦を経過の期間においては起きます。新物品税を創設する場合においてもそうでありまして、あるいは既存の物品税を廃止するという場合においてもその間、業者は税がどうなるかというところを見計らつて取引の動きをきめますから、そう

いう影響はありますけれども、必ずしも物品税ばかりではないのです。その他の諸税についてみな影響がある。であります。これが非常に大きな税の変化であるという際には、それに応じてこの業界の動きも大きいと思ひますけれども、まあ五%程度の物品税の課税ということにつきましては、私もさして業界の動きについては心配していません。

○貝沼委員 それでは、次は物品税をかける基本的な考え方でありまして、これは先ほどから堀先生からも出ておりましたけれども、やはり基本的な基準ですね、これはどう考へていくのか、そしてまたその考え方を今後忠実に守つていくのかどうか、この点について一度伺つておきたいと思ひます。

○福田國務大臣 物品税はいわゆる間接税でござ

ておるわけであります。ところが各家庭をずっと回つてみますと、大きなテレビというのはいわゆるみんなでながめる場合が多いわけでありまして、けれども、小さなテレビは、たとえば高校生であるとか、あるいは子供がけんかするから別々にするとか、いろいろの要素はあるわけでありまして、その中でも特に大事なものは、やはり子供の勉強、視聴覚教育面における影響ですね、こういうものはかなりあると思うわけでありまして、一軒の家で何もぜいたくに考えて二台を持つわけじゃなくて、これはむしろ必要に迫られて二台使っている家庭が多いわけですね。それにもかかわらず今回これだけが一〇%に上がるということは、むしろ社会の動向から考えると私は何か逆行するような気配さえするわけでありまして、ただどんなテレビが出てくるからもうこれくらいかけていいのじゃないかというふうな考えがなされ、その内容等もよく検討されて、どういうところで使用されているかというところを考えると、これだけを一〇%にするというところについては非常にひつかかる点があるわけでありまして、この点について大蔵大臣のようにお考えでしょうか。

○細見政府委員 御指摘の教育用のものにつきましては、学校その他のしるべき施設で購入されるテレビについては免税措置がとられておるわけでありまして、いまの御指摘の小型のテレビと大型のテレビとの話でありまして、おっしゃるような一面もあるかと思いますが、一般的に各部屋にテレビを持つほうが大ぜいで見るといふような議論もありまして、その辺はこれからテレビの普及状況その他を見て、物品税を考えると、その問題にいたしたい。やはり多数の台数、一軒のうちには何台も買える人のほうが一台の人よりも負担力としてはあるのではないかと、これが中央からさつ一般的議論ではないかと、私もはかように考えております。

○目沼委員 そういふ議論になりますと私は異議があるのです。というのは、これは中央からさつとながめればそういうことになるかと思ひます

が、実際一軒一軒の家庭というのはそう簡単に割り切れるものではないということですね。お金があるからテレビを買うか。そうではないのです。たとえば、これにまつわる問題は先ほどから言つておりますが、いろいろな構造的な問題あるいは住宅の問題、幾ら金があつても大きなテレビを置くところのない人は、これは買えないわけでありまして、ところが最近ではテレビによる家庭教育というものがかなりウエートを占めていること、それは間違いないと思うのです。親が家庭教師を頼むにもお金がない、あるいは子供を保育所に預けるにもお金がない、こういうようなところから、せめて子供に安いテレビでも、白黒の小さいものだけでも買つてあげたほうがという、こういう考え方がかなりあるわけでありまして、そういう方々から、もっとその実態というものをひとつと当局のほうでよく調査していただいて、物品税の率というものをきめる方向はないのか、こういうことをお尋ねしているわけでありまして、この点はいかがでしようか。

○細見政府委員 同様の問題はたとえばテーブルコーダーとか、いろいろなものにもあるわけでありまして、税制として一般的にきめますときには、このテレビにつきましても大型のものは二〇%、小型のものは一五%が本筋でありまして、その上に大型のものに比べて小型のものは価格も安いわけでありまして、そういう点総合的に考えれば、私もとしては現行の税率の区分くらいが大体妥当なものではないかと思つておりますが、用途の違い、あるいは社会生活の違いというふうなものについて、絶えず検討いたしてまいらなければならぬのはおっしゃるとおりだと考えております。

○目沼委員 話は変わりますけれども、これは初め経済企画庁の方にちよつとお尋ねしたのであります。きょうの新聞にも出ていたわけでありまして、この二月の全国消費者物価は前年同月に比べ八・五%高と、統計が始まって以来最高の上昇を示している、こういうような記事が出ております。

す。これは三月二十九日の新聞であります。野菜の値上がりを中心として上昇を続ける消費者物価が急速に上げ足を早めている。二十七日発表による二月の全国消費者物価指数は対前年同月比で八・五%上昇と、全国ベースの調査で三十八年以降の最高となつた。この日同時に発表された東京都部の四十四年度の指数は、対前年度比六・六%の大幅上昇となつた。全国指数でも四十四年度の対前年度比物価上昇率は、政府が二カ月前に変えたばかりの見通し五・七%——当初見通しは五・〇%、を大幅に上回り六・四%くらいになる見込み。こういう記事が出ています。政府が二カ月前にこういふふうなことを直しているわけですね。ところが二カ月前に比べてまたこのように変わつてしまふ。こんなに見通しがどんどん変わったのは、私たちとしては非常に心配になるわけでございます。日本の最も頭脳明晰な方々がやつていくこの見通しが二カ月前くらいでどんどん変わられる。しかもこれが物価の上昇の問題である。こうなつたのでは日本の経済というのは将来どこへ行つてしまふのか、こういうことが非常に心配であります。そこでこういう見通しというのは何をもとにしてやつていふのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。経済企画庁の方にお願ひいたします。

○矢野政府委員 物価の見通しを立てます場合には、経済全般の状況等いろいろ広範な観点から立てております。いま御指摘の点は、確かに四十四年度の消費者物価指数は当初五%を目標にしておりまして、その後いま御指摘のように五・七%に、昨年の末、さらに正式にはこしの一ヶ月でありまして改定いたしました。現在の見込みではどうもそれを超えて六・三%あるいは四%ぐらゐになりそうなのはそれとおりであります。

どこが狂つたかと申しますと、何と云ひましても一番大きな原因は生鮮食品の上昇が予想外に大きくなつたことである。大体、当初物価の見通しを立てます場合には、生鮮食品は非常に天候事情に左右されますので、特別に天候がいいとか悪

いとか、そういうことはあらかじめ見込みにくいものでして、大体過去の平均のペース、それに若干の努力目標を織り込んで立てておるわけでありまして。ところが昨年来、特に野菜でありまして、非常に値上がりがかさびしくなつて、さらに、ことしになりましてから数十年前という異常乾燥、干ばつの影響が加わりまして、生鮮食品全体の上昇が対前年度で二〇%ちよつとを上回るという状態になつております。四十三年度は逆に前年よりもやや下がるといふことでありましたが、四十四年度になりましてから逆に非常に通常のペースを大幅に上回るようになっております。特にこの二、三月は、昨年が暖冬異変で、野菜の価格はその一年前に比べて二、三割は下がるという状況でありました。それを今度は分母にいたしました計算されることになりましたので、通常の状態でもかなりこの二、三月は上がりますが、その上に先ほど申し上げました干ばつの影響で非常に上がったわけでありまして、この野菜を中心にして、生鮮食料品は見通しが、そういった天候事情に短期的には左右されますので、非常にむづかしいわけでありまして。見通しを再度立てますときには、特に天候事情がいいとか悪いということではなくて、織り込んでおりますので、そこに大きく狂つた原因がございまして。季節商品を除きますと、最初五%ぐらゐに見込んでおりましたが、比して、最近ちよつと強くなつておりますが、それでも五・二%ぐらゐのところは一応おさまつております。これでもちろん十分ではありませんが、そう大きな狂いはしておりません。結局季節商品が非常に短期的には天候事情によつて思わぬ値上りをしたというところであつたわけでありまして。

○目沼委員 いまの説明は四十四年度が狂つたという理由でありますけれども、四十五年度が私たちにとつては最も関心のある問題であります。この四十五年度についてもこれくらゐの誤差を認められるのかどうか。そうするとこれはたいへんなことになるわけでありまして、この辺の見通しをちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○矢野政府委員 四十五年度につきましては、御承知のように四・八%を目標にしております。もちろんこれは自然にほつておいてそうおさまるといふものではありませんが、若干の努力目標をもちろん置いております。この場合の根拠、もちろん個々の商品を全部積み上げたわけではございませんが、一つの根拠といたしましては、季節商品につきましては、これも先ほど申しました見通しを一般的に立てますときの考え方と同じであります。四十五年度において天候事情が特別にいいとも、あるいは特別に悪いとも、それはお天気まかせというわけにはまいりませんが、そうしたことは見込んでおきませんで、大体最近数年間における季節商品の値上がり、それも若干の間をとりまして少しづつ上り方が弱まっておりますが、そうした点、一年では急にその動きが変わるわけでもありませんで、最近数年の動きをほぼ織り込んであります。それを具体的に申し上げますと、大体五・六%程度が季節商品の通常の上がり方、それを一応見込んでおります。それだけで四・七%にはなりません。そのほかたとえば消費者米価を据え置くとか、公共料金の抑制、そのほかの対策によつて、これは正確に計算できませんが、〇・二、三%なり〇・三、四%を政策努力で下げる。つまり本年度の六%ぐらいと来年度の目標の四・八%がすべて政策努力ではあります。もちろんそれだけであればそれにこしたことはありませんが、そう一年で簡単にまいりませんので、野菜、魚等の季節商品は通常のペースで織り込む、それに政策努力を加えて四・八%の目標を何とか達成しようということでございます。

います。

○貝沼委員 時間がありませんで急ぎますが、こういう立て方が、羅針盤であるなら船はとつての昔にどこかに乗り上げておきますね。非常に危険だと思ひます。そこでさらに間接税の増徴という方針が述べられたりしたのは物価はどんどん上がってくる。それに間接税がかかってパーセンテージがそれできめられていくということになれば、これは非常に心配の念がつのるばかりでございます。

そこで大臣にお伺いしたいわけでありますが、物価の見通しがこんなに簡単に変わつていいのかどうか。四十五年度予算は参議院のほうでは通つていないわけでございますけれども、しかしながらこんな二、三月でどんどん変わられたのじや、私は国民一般が、政治のこういう企画性というのに対してまことに不信感がつるのじやないかという心配をするわけでありまして、この点大蔵大臣にお伺いしたいと思ひます。

○福田国務大臣 まあ物価の見通しが違ふというのは非常に困ることなので、何とかそう変わることはないように、安定した動きになつてもらいたいというのを念願しております。やはりいまだに面差し迫つて一番問題になるのは、これは生鮮食料品であります。これは天候のかげん等でもどうも不作である、こういう際にこれをすぐ生産するわけにもいかぬ。やはり私はそういう状況判断をやつていく、こういうことが大事になつてきていくというふうな感じもしますが、いま企画局当局では思いを新たに、物価問題というものをどういうふうに進めていくか、まあ四・八%という四十五年度の目標をぜひ達成したいという、悲願というふうな気持ちで努力をいたしておりますから、ひとつ御期待のほどをお願いいたします。

○貝沼委員 もう時間があと数分しかありませんので詳しいことを質問できませんが、最後に特恵関税について大臣の所信を二、三伺つておきたいと思ひます。

それは、わが国はシーリング方式を主張しているというふうな伝はつておるわけでありまして、これはエスケープ・クローズ方式を途中でやめたわけですね。変えたように聞いているわけですが、このシーリング方式でなければならぬというメ리트、この点と、さらに今後シーリング方式でいく方針であるのかどうか、この点。さらに農業、農産加工品の問題であります。需要は硬直的であるので特恵の意味が薄い、こういうふうな

関連でケース・バイ・ケースのポジティブリストとしたいというふうでありますけれども、これは今後どういうふうにしていくのか、この点と、それからもう一つは特恵の受益国についてであります。A B C Dとある中でDについては将来どう考えるのか。これは東欧諸国のようにありますけれども、Dグループについてどう考えるのか、この点の見通しを伺つておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 開港途上国に対する特恵関税方式、これにつきましてはわが国はかねてから積極的に参加をする、こういう姿勢であります。その参加の方式といたしましては、いま御指摘のよう

にシーリング方式、これを採用しよう、こういう考えであります。先進諸国の間で二つの主張がありまして、一つはエスケープ・クローズ方式、これは英米でそういう考え方をします。それからシーリング方式は、わが国はほかのE E C諸国であります。まあシーリング方式をとりますと、とにかくある一定の限度を設けて、そしてその限度内においては自由な輸入にしよう、こういうこととございまして、わが国はこれを認めて、また相手国といたしましては安定した見通しを立て得る、こういうメリットがある、こういうふうな考へておきまして、英米では原則は自由だ、自由輸入だ、それを置いて例外を設けるといふ方式よりは、すぐれた面を持つておるから、英米でそういう考へ方をとるにいたしても、わが国としては今後シーリング方式をしていきたい、こういう考へてございします。

その際におきまして農産物をどうするか。この特恵関税方式というものは、その考へ、その考へられた趣旨が、開港途上国にも工業化を促進しようという点で、それらの国の工業製品を先進諸国に輸出する場合に課税負担を軽くしよう、こういうことなものであります。でありますので、工業製品が主たるものであつて、農作物につきましてもは例外的な扱いをするわけでありまして、お話しのように、わが国におきましては農業が非常に大事な問題であります。農業の扱いにつきま

ては、今日のわが国の農業の現状と照らし合わせまして、慎重にこれを扱つていきたいという考へであります。また第三には、共産圏の扱いをどうするかという点でございしますが、共産圏との関係につきましては、これは国交がないという関係で特別な配慮はしなければならぬが、いままでケネディラウンドにつきましては、これに順応していろいろな権衡をとつておるという考へておきます。大体権衡をとつておるという考へておきますが、特恵関税制度におきましてもそういう方向で考へなければならぬか、いかように考へますか、まだこれは確固たる方針をきめておりません。

○貝沼委員 この特恵関税につきましても、わが国の中小企業の擁護ということに特に留意されるようお願いいたします。

○毛利委員 春日一幸君。

○春日委員 この十年間の物品税改正の足取りを振り返つてみますと、さきには昭和三十四年に免税点の引き上げが行なわれ、三十七年に全文の改正がなされて合理化ははかられて、その後四年たつて、去る四十四年度に免税点がわが国経済情勢に即応して引き上げられました。かくて本年度はちやうど四年を経過いたしました。このように三年目、四年目ごとに免税点が引き上げられるとかあるいは法の改正がなされてきたということは、言うならば、一方所得税において年々減税がなされておると、それに見合う措置として、かつはまたわが国の経済情勢がかわつてくる、物価の値上がりもある、こういうふうなことに対応する措置として、すなわち三年目、四年目ごとに手直しをするということは、言うならば不文律としてこれが実行されてまいつたこととございしました。したがって、本年度は四年目なんだから、特に物価の値上がり、経済情勢の変化というものが大きなものがあるのでございしますから、当然本昭和四十五年度の物品税措置として、この際、法の改正なり、少なくとも免税点の引き

上げなどのごときは、本年度においてなされなければならぬものと考えるが、ここに福田大蔵大臣があえてそのことを怠つておられる理由は何か、お示しを願いたい。

○福田国務大臣　ことしというか、昭和四十五年度におきましては、御承知のようにこの予算を編成する直前におきまして総選挙が行なわれたわけでありませう。総選挙直後、特別国会に総予算を提出しなければならぬ、それに伴ひ税法の改正案を出さなければならぬ、こういう立場に置かれまして、いろいろの問題の改革というようなことを、そう大幅に実現する環境に置かれなかつた、こういうことかと思ひます。税法につきましては、やむを得ない所得税の減税、それから企業課税の増徴、それに特別措置の改廃、こういうようなことをするにとどめる、こういうことにはいたした次第であります。

○春日委員　なるほど総選挙によつて政治的なエネルギーがそのほうにさかれたという物理的な関係は、われわれもこれを認めざるを得ないのだが、さりとて物品税、特に免税点の引き上げのごときは、やろうと思へばやれないことはないと思うのです。現に直接税においてはあのような相当意味の深い改正がなされておるのでございませうから、また物品税免税点の操作についてはすでに歴年しばしば論ぜられ、資料も完備しておることです。いまから、これが総選挙等のことによつてその作業を行なう時間的スペースがなかったというやうなことは、国民にとつて納得ができませんかと思ひます。

私が強調したいことは、この数年間、わけて昭和四十一年から消費者物価が平均五%上がつておる。その中には農水産物あるいはサービス業、中小企業等、こういうような商品が含まれておると思うのですけれども、わけてもその中で中小企業関係商品の物価高寄率は三〇%になんなんといたしておる。このことはすなわち、中小企業関係の生産が、その人件費もまた原材料費も高まつてきておるということの実証である。そういう

意味でこの物品税というものは、四年前に設定された免税点を現在の経済情勢に見合つて手直しをするというごときは必要不可欠の要件であると思ひます。私は当然このことをなさねばならぬと思ひます。またこの問題は政令事項で足りることです。いまから、国会はなおこの五月の中ごろまで会期がございませうが、この間において少なくとも免税点を引き上げる意思はないか。物価高になつて、そうしてまた現実には国民の生活水準も高まつてきておるのだし、三年、四年目ごとに物品税の免税点も引き上げてきておるのだ。一方、直接税は年々減税がなされてきておるのだ。こういう背景、環境の中において、物品税の免税点は政令を改正して、この際のような必要な措置をとるべきであると思ひますが、所見はいかがでありますか。

○福田国務大臣　物品税の問題はなかなか簡単な問題じゃない。これは一つの品目の問題じゃないのです。当委員会においても先ほど堀委員は、免税点を引き下げたらどうだということも見受けられるじゃないかというやうな議論であります。またここに自由民主党の税制調査会長、坊委員もおられますが、坊委員は、選挙後物品税に手がつかないやうなことになれば、とても今回の税制はまともでないというやうな御意見もあつたわけでありませう。これは一つのとこに手がつかない一波が万波を呼びまして、全体の手直しをしなればならぬ、こういうふうに考へておるのであります。これは残されたわずかな会期中にこの問題を処理するといふわけにはどういたしませんかといふことを、はつきり申し上げておきます。

○春日委員　私は、福田大臣は理論的であり、特にソフトムードで何かなよなよした感じがするのだけれども、私はあえて混乱を避けるという態度――後日あなたがわが国の宰相たらんと欲するならば、火中のクリをも拾うだけの勇氣を持たなければだめですぞ。物品税のごときものを処理することができなくて、しかも福田派の謀將、坊君の助けをかりてこの問題を糊塗せんとするがごと

きは陋劣なものといわなければならぬ。私は、過去三年、四年ごとなし得てきたことが本年度なし得ないというはずはない。過去もそのように困難であつた。けれども、物品税全文改正のときにはあなたのコンペティターであります田中角榮君がやつた。それから四年前はあなたみずからが困難をあえて乗り越えてやつてきた。かつてそのやうになされたことが今時点において――あなたの政治力もバイタリティーもポリニウムも昔日のそれから比べれば数倍強くなつてきておると思ひ、これがなし得ないというはずは断じてない。

いま堀君が免税点を引き下げるべしというやうなことは、これはそういうことを言つておるのではない。ともにわれわれは大蔵委員会においてこの十数年来、坊君も一緒になつて、免税点引き上げのためにひたすら努力をしてきた仲間同士である。われわれがそれを指摘しておるのは、由来この物品税なるものは六十何種類が対象になつておるけれども、これは昭和十二年の北支事変特別税として、戦争目的、すなわち戦費調達の手段としてこれが新しく制定されたものであり、戦後物品税として概念は変わつてきたけれども、結果的に見るならばこれは戦争の落とし子である。凡百ありまふところの商品のうちの六十何品目に對してのみ白羽の矢が立てられて、そのものだけが年間三千数百億でありますか、そのような税金を負担しておるというごときはいかなるものであらうか、さらにこれを高度の視野に立つて全般的に洗い直す必要があるであらうという、そのやうな結論の中の部分的な理論として、堀君はさういふ矛盾を突いておられるのであつて、引き下げるべしというやうな暴論を、聡明なる堀君がそんなたわけたことを口ばしするはずがない。悪い点だけをとり上げてこれを質疑応答の武器に使うごときは、真にこれまた陋劣といわなければならぬ。

そこで私は申し上げますが、ごときはこの時点において非常に困難だと言われている。困難だと言われていることをよくが属倒しておつても問題の解決にはならない。その心底にどうしようかと、あなたに秘められておる方針というものが具体的に固まりつつあるであらうと思ひますが、一体これは近き将来においてどうされるのか。近き将来の時点はどこか。これをひとつ国民にわかるやうにお述べを願ひたい。

○福田国務大臣　当面物品税が問題になつておりますが、物品税といわず、物品税的な消費税、この全般について検討したいと思ひます。それからその中におきまして、物品税につきましてはこの課税対象をどうするかという問題があるわけですから、それから税率をどうするかという問題もあつて、それからいまあなたが触れられておる免税点の問題、こういうものもある。それらを総合的に検討してみたい、こういうふうに考へております。昭和四十六年度予算編成、その前に前広にそういう問題の検討に取りかかる、こういう考へであります。

○春日委員　それでは物品税の免税、その税率の引き下げあるいは免税点の引き上げ、あるいは課税対象の新規増設、こういうやうなことも含めて、少なくとも来年度予算にはこれが間に合ひやうにその検討を行ない、成案をする、こういうやうに理解すべきでありますか。

○福田国務大臣　大体そういう方向で諸般の検討をしていきたい、そういうふうに考へております。

○春日委員　ここで、先般来大臣との質疑応答の中で示されておりますことで非常に気にかかります。これは、現在の直接税、間接税の対比率が何となく直接税に片寄り過ぎておる。だから、将来はその重点、ウェイトを間接税の方向に向かつて強めていこうという方向を述べられておる向きがあると思ひますが、私はこれは重大なことであると思ひます。私は、租税制度の理想的なあり方というものは、これはもとより他の諸制度と同じやうに国民福祉の増大をはかることにあるが、特に租税制度においては所得再配分というやうな機能をこの税制になおさせていく、そこに第一義的な使命というものがあつてよいのではないかと思ひます。

間をはなはだしく省略してやっておるのですから。こういう重大政策についてやっておるのに、時計などを打ちながめるといふことは無礼千万である。

そういう状態ですから、この機会に課税対象を新しく設定するような意思はあるのかどうか。

○福田国務大臣 これはいづれも税制調査会という問題がありますので、その意見を聞かなければならぬという立場にありますから、そういう前提でお聞きしたいと思います。

第一の、一般的な付加価値税、そういうようなものにつきましては、私も大蔵省としては勉強はしておきます。しかし来年の時点においてこれを実施するというような気持ちは持っておりません。

それから第二の自動車新税、これにつきましては巷間いろいろ議論がある。バス、トラックがいま物品税がかかってないが、そういうものにはかけたかどうかという意見もある。あるいは国土総合開発、つまり道路、国鉄新幹線、そういうものに關連して新税を設ける場合に、これはやはり交通燃料やあるいは交通器具、そういうものについて課税ということを考える必要があるのではないかと、そういう意見とか、あるいは車検税という別なことを言う人もあります。あるいは自動車保有者に対して公債を保有させるというように考えたかどうかというように言う人もある。いろいろな意見がありますが、これはまだ私も、具体的な道路計画が詳細に立っておりません。デッサンの程度。また新幹線の問題につきましてはこれから、こういう問題でありますので、そういうようなものとの成り行きを照らし合わせて、総合的にひとつ考えてまいりたい。これからの検討問題だ、こういうことに御了承願います。

それから第三の、これから新しい物品税対象が加えられることがあるかどうかということにつきましては、これはある公算が大きい、こういうふう

うに御了承願います。

○春日委員 時間がありませんが、ある公算が大きいということになりますと、大体新しい対象とはどのようなものであるのか、抽象的でもよろしゅうございますからその範疇についてこの際お示しを願います。

○福田国務大臣 これはいわゆる物価にそう大きな影響がないこと、それからその課税が、私が常に申し上げておる負担能力に及ぶという原則からそう大きく離れるというようないことがないこと、またそれによって財政収入を確実に確保し得る性格のものであること等々、いろいろなことを考えてやっています。

○春日委員 これで終わります。

いづれにいたしましても方向はわかりました。が、なお、委曲を尽くしておりません。最後の問題につきましては、自動車新税のごときは、もうすでに六千何百億円自動車関係で、間接のLPG税から石油消費税から、たいへんなことになっております。自動車関係だけで六千何百億の税金が中央、地方で納められて、この上さらに自動車を目して新課税をはかろうとするがごときは、これはあまりにままだまいというのか、いずれにしても、文化の象徴がこの自動車の使用率にあるといわれるのでございまして、こういうものにはね返ってくるというのでございまして、慎重な上にも慎重を期せられたい。

それから新しいものに税金をかけると言われましても、かつての歴史はあなたも知っておるようにな、織物消費税、高級織物消費税、みんなそのような新税は悪税なりとして、提案されたけれどもこれは全部はね飛ばされて審議未了、廃案になっておる。だから、あなたのような聡明な大蔵大臣がそのような愚劣な前車の轍を踏まざるよう、そういう新課税のごときは十分慎重な、そして国民の負担の軽減がなされるように、そして物価高ということに対してさまたたりといえども刺激要因になるような政策はこの際慎重を期せられます

ように、強く要望いたしまして質問を終わります。

○毛利委員 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後四時四十分開議

○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○広瀬(秀)委員 午前中に引き続き質問をいたします。

平林委員も取り上げた問題なんです、第一種物品の貴石、貴金属製品の課税方式の問題でございすが、小売り業者の団体が一致して、私の自宅まで、宇都宮にやってきました。私の陳情を私は受けておるわけですが、聞くところによれば、非常に同情すべき問題もあるし、われわれとしても配慮しなければならぬ問題もあると思いが、なおかつ若干でも税のあり方という問題を審議する立場にあります。私も私としては、かなり慎重な態度をとってきたわけでありまして、どうしても小売り課税でなければならぬという、税務当局が私どもを納得させる理由があるならば、われわれにも理解できると思うのでありますが、第一種物品の貴石類を取り扱っている第一線の業者の人たちが非常に苦しんでいるというだけ、手に取るように私どもにも伝わるわけですが、まず第一に、この関係事務が非常にたいへんだというところ、特にこれが月ごとに申告をしなければならぬ、一つ一つにチェックをして詳細に記録にとどめておかなければならぬということ、これらの問題点を考えますと、どうして製造段階なりあるいは卸段階なりというところに課税のやり方をもつていけないのかというところについては、これはもちろん扱う品物がダイヤモンドとかその他の貴石類でございすが、密輸の問題であるとか、あるいは密売の問題であるとか、いろいろな問題があるとは考えられるわけでありすが、

この問題について何とかこの課税方式を変えられないものかどうか。変えても、もし心配になるところがある、こういう結果になるだろう、いわゆるデメリットがどうしてもこれを排除することができないのだというものがどこまであるのか、この際しっかりと聞き取らしたい、まずそういうように思います。

○細見政府委員 その問題はわりあい根の深いと申します。長い間議論がされてまいりました問題でありまして、昭和二十八年に課税を現行の小売り課税にいたしましたときの理由は、あるいは御記憶かと思いますが、中小企業対策ということで、従来の戦後二十八年まで続けておりました製造者段階での課税というところが、むしろ中小、いまの小売り業者よりもさらに零細な普通の業者に、いろいろいまお話がございましたような税法上の手続その他を繁雑にする結果になりました。それが中小企業に對して非常な負担をかけているものである。したがって、いまの課税方式については、むしろ中小企業のそういう零細な業者を救済すべきであるというところで現在の課税方法になったわけでありまして、そういう意味におきまして、もちろん時計屋さん、あるいは宝飾屋さんの中にも千差万別であることは認めますが、概して申しまして、小売り業者である時計屋、宝飾屋のほうが資力あるいは店のかまえるいは記帳能力と申しますか事務能力、そういうようなものにおいてすぐれておるということは言えるわけでありまして、そういう意味で、およそ物品税をこの段階でかけました。先般の委員会でもお話がございましたように、その課税になる段階の方々は負担がたいへんだということでお話しになります。これはやむを得ないところでありまして、二十八年に改正いたしましたときに、そういう零細業者で非常に貴重な品物を扱っておる、あるいは非常に高率な課税をするものであったもの、いたしまして、これは脱税が非常に多くなり、二十八、小売り課税にいたしましたときに、税額に

いたしまして二十五倍くらいの税収になったわけ
です。もちろん製造課税から小売り課税になった
わけでありまして、価格が上がるというよう
な点がありまして、二十五倍がそっくり脱税の
捕獲であったということではございませんが、や
り十数倍は、これによって納税秩序というものが確
保されることになったことは事実であります。か
つて同様な事例として、ちよつと例は違ひます
が、戦時中はダイヤモンドの輸入というにつ
きまして、非常に高率の税を関税としてかけて
おつた時期があるわけでありまして、それが、
一〇〇%の税率を一〇%にしたら、何と輸入申告
が十数倍になったというような事例もございま
して、一つ一つ非常に貴重な品物であるだけに、倫
理的と申しますかあるいは道義的に申しますか、
そういう角度で申し上げますと、高い税を課して
しつかり課税するというのがまさに筋でありま
す。製造段階でもしいまのままの税率をやるとい
たしますと四〇%になる。小売り段階二〇%で
ございますから製造段階四〇%ということになり
まして、その高い税率というのは先ほどの関税につ
いて申し上げましたものの逆で、非常に高い税率を
課すということになりますと、そういう意味で、
脱税ということはいくらも言いたくないことであ
りますが、そういうことになることは当然予想され
るわけですね。それは、先ほど申し上げましたように、
小売りになったときに課税標準で二十五倍にな
つたというの裏側に出てくると考へるのが常識的
ではないかと思つております。

そのように四〇%の税率がかかりましたのを卸
小売りと転々としていくわけでありまして、資
金量としても、いまよりもよけの資金量が必要
という問題もございます。しかし、いろいろ
のこまかいことは別といたしまして、現在の物品
税の構成、販路の流通形態を見ます限り、小売り段
階が大きな業者が比較的そろつておつて、記帳並
びにその他物品税の納税義務者としての資格とい
う点において一番整つておるといふのが私どもの
判断でございます。この間、その製造場の人員の

話が出ましたが、私どもは製造をやつておる零細
な人たちが二千人は少なくともおられるのじゃな
かるうか。また、それがもし製造課税ということ
になりますと、いまの脱税と言ふこととは適当
でありませんが、税を何かというようになつた
で、メーカーがふえてくる、分散するといふよう
な問題も起こりまして、その点でも執行が困難に
なつて、現在のように店舗をかまえて、それもか
なりりっぱな店舗をかまえてやつておられる小売
り段階で課税するのが、こういう非常に高価な貴
重なものについてはむしろ課税の方式としては適
しておるのではないかと私どもはいまでも考へて
おるわけでありまして。

○広瀬秀委員 この前の答弁でも、課税対象が
二万三千件ある。こういう数、それを製造段階
で押えれば二千件かそこらだ。十分の一で済むわ
けです。税率の問題も製造段階で押えるというこ
とになれば四〇%ということになる。こういうこ
とで、中小企業対策的な一面とそれから脱税のお
それという徴税の側からの問題、こういう二つだ
と説明があつたわけでありまして、しかし、この対
象が十倍以上にもふえるというところで、この面
の脱税の問題というものは、やはり数少ない課税対
象といふところを押えるほうがよりすぐれてい
るのではないかという気もするわけでありまして。中
小企業段階で資金量の問題などもあるけれども、中
小企業そのものが実は税を負担するものではない
のです。これは転嫁をしていけばいいのだし、買
えるものがそれを買うわけでありまして、それで
この百八十六億といふところまでできて、しか
もこの伸び率は非常に大きい。こういうわけであ
りますが、この高度成長以来の国民のこういうも
のに対する選好意欲も非常に高まり、消費もそう
いふ面では、むしろこういうものは非常に弾力
性のある商品ですから、だからもっと可処分所得
がふえればその分だけどんどんこういうものを買
うといふ、そういう特殊な事情もあつたし、いま
まで日本人といふものは、そういうものについて
きわめて選好意欲がなかつたといふような特殊な

事情もあつたから、新しくこういうものが伸びる
といふことであつて、それは脱税があつたからだ
とみてかかるとは、むしろこれは徴税当局の正
しい能力発揮がなかつた。徴税強化をやれとい
ふことではありませんが、正しくそういうもの
を押えていけば取れないものではないし、中小
企業対策といふものとかかわり合ひといふもの
は、そういう業者もその後の事情によつてかな
り力もつけているだらうと思つておつた。そうい
うたくさんの人たちを対象にしてこの税を捕獲す
るというようないふことも、やはり数少ないもの
に対して協力を求めて正しい納税意欲を出しても
らう。これは店員の問題あるいは事務員の問題な
ども、大きな第一種物品を扱うところ、余裕のあ
るところもあるかもしれぬけれども、地方の中都
市程度のところなどのこういうような店に行きま
しても、事務員が何人もいるとかあるいは店員が
何人もいるとかいふところはない。おやじさん御
夫婦が大体やつていふといふような程度のものが
非常に多いですね。まあいふ一人くさんといふ
程度です。そうならば、こういうたくさんさんのもの
に、こういう本来税務当局がやるような仕事の半
分以上手伝わせないといふようなやり方は、やはり
かなり考へていかなければならないのではない
か、こういうように考へるのですが、そういう点
でのお考へはありますか。やはりここまで伸びた
のは脱税があつたから、したがつて、こういう店
頭課税に切りかえたほうが脱税を押えたからこれ
だけふえたんだといふお考へでございませんか。

○細見政府委員 脱税がたまたまあつたからと
いふに言ふのもあるいは適當でないかと思ひます
が、しかし、二十八年一年に課税方式を切り変
えただけで二十五倍になつておることは、やはりた
だ選好が変わつたといふのには少し大き過ぎ
るので、とにかく把握がより完全になつてきたと
いふことは言えるだらうと思ひます。そして、先
ほど申し上げましたように、製造課税にいたしま
すと四〇%の税率になる。まあ常識的に考へま
して高い税率ほど脱税の誘惑は強くなる。これも

常識であらうかと思ひます。もしその段階で課税
をいたしますと、零細な製造業者はその税額を立
てかえて、いわば卸、小売りに売つていかなれ
ばならぬわけですね。もちろん売る過程で代金は
入つてくると思ひますが、その力関係なども必ず
しも製造者が強いといふわけにもまいらぬわけ
でありまして、いろいろの点を考へれば、私どもと
してはやはり現在の課税のほうが、非常に紆余曲
折、多方面の検討をなされた結果、今日の課税方
式になつてきておる。具体的に申せば、戦前は小
売り課税であり、戦後一度製造課税をやつてみ
て、やはり小売り課税のほうがいいといふ形に
なつてきておりますので、そういう意味で私ども
は、課税の方式は、宝石、貴石課税としては一番
適當であつて、むしろそういう小売りの店の方々に
迷惑をかけておる事柄で、簡素化して迷惑のかか
らぬような方法を考へるのが筋であつて、その方
向で絶えず検討をいたし、なお課税方式につきま
しても弾力的に、いづれがいいか、一方の方法に
こだわることなく検討はいたしてまいりたいと思
ひますが、いますぐ課税方式を変えなければなら
ないほどの弊害が起つていふといふよりも、む
しろ税務面における負担をより軽減していただく
方向で検討するのが当面の課題ではないか、かよ
うに考へておるわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 まだ完全に納得できる説明は与
えられてないと思ふんですが、きょうは国税庁お
りますか。——確かに非常にきびしく店頭にお
いて一品一品当たるというやうなことをやられる
と、商売にならないといふやうなこともあるよう
です。そういうなまなましい経験も二、三私も聞
かされたわけですが、いま主税局長が最後のと
ころでそういう点を言われましたけれども、そう
いふ調査の方法やら、あるいは帳簿、書類などを
びしびし出したり、調査したりといふやうなこ
とをやられるといふことは、納税者としてはきわ
めて煩にたえないし、また疑われているといふ被
疑者のやうな立場に立たされてやられるといふこ
とによつて、営業活動にも支障を来たしておると

いうようなことを訴えておるわけですから、こういう方法等について、いま主税局長が最後のところまで触れたわけですから、納税者としての負担、事務的な負担というものは、納税者として緩和する方法というものは、国税当局としては考えておりますか。具体策があったらそれも同時に示していただければ、きみたちもまあある程度納得しなさいというようにもなると思ひます。その点お聞きいたします。

○中橋説明員 貴石等の第一種の物品税の検査にあたりましては、おっしゃいますように、非常に零細な時計屋さん等を含んでおるものでございしますから、私どもの税務署にいたしましては、その点の検査についてはかなり慎重な配慮を加えておるつもりでございます。

第一には、記帳をいたしてらつて、その記帳によりまして業者間の取引であるとか、あるいは課税に当たりますところの小売りの事績があったのかというように、これを分別するわけでございます。この記帳をできるだけ簡素化するという方法があるわけでございます。小売り屋さんが仕入れたものにつぎましては、どこから仕入れたか、どういふものを仕入れたかというように、記帳していただくわけでも、実際にどこに売ったかというように、これは非常に煩瑣でございます。ですので、記帳事務としてはそこまでは考えてないという配慮も加えておるわけでありまして、

しかし、何しろ小売りの課税でございますので、業者と業者の間の取引というのは課税になりませんけれども、品物が流れていく、あとづけをするにによりまして、課税の充実ははからなければならぬという種のものでございます。したがって、どういふものでも帳簿をかなりつけていただいて、その帳簿でもって品物のあとづけをして、検査の紛議をできるだけ避けたいというのが第二の配慮でございます。

ところで、この品物のあとづけをする際に、卸業者間の取引とか、卸業者と小売り業者の間の取引とかいうことをずつとトレースしてまいります

と、途中でもって行く先が消えるという場合があるか、これを何とかできないのかということ、かねて業界のほうから脱税品の横行ということと避けようではないかという声も出てまいりました。四十三年度くらいから一部の局で、四十四年度からは全部の局でもって、一種物品の販売業者の証明書制度というものを業界の協力ののもとにやつております。これは全国それぞれの販売業者の方々は税務署に届けてもらひまして、そしてこの証明書を税務署に販売所を持って、おる、これはれっきとした販売をやっておる人であるという証明書を出したわけでありまして、そうしますと、そういう方々が業者の間で取引をするときには、この証明書を提示させるのですから、先ほど申しましたような業者の帳簿におきまして、その番号で、どこどこに、どういふ人に売ったということの事績が明らかにされるわけでありまして、そういうことによりまして、私どものほうでも検査をします際には、これは卸売りであつて小売りでないというふうな分別をやる制度を採用いたしまして、脱税品横行というのを避けていくことに努力し、始めの段階でございまして、最近の事績を見ますと、この制度は業界の協力のもとにかなり成果をあげておりますので、私ども今後ともなおそういう制度を十分活用をしまして、できるだけ脱税品が世の中に横行するということを業界の取引の中からもなくしてらつて、そうすることによりまして、私どもの検査もできるだけ手を省くことができるといふことを期待しておる段階でございます。

○広瀬(秀)委員 時間もあまりありませんから、この問題はこのくらゐにしておきますが、全業者がこの問題、非常に煩にたえないということ、われわれのところにも訴えてきていた問題でありますから、十分ひとつ国税当局の徴税のあり方、立ち入り検査も含めて、調査や検査等のあり方、そういうものなどもからんで、もう一ぺんひとつ慎重に検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それで大臣もお見えになりましたので、若干関税の問題、関税税率法関係の問題を質問をいたしたいと思ひます。

大臣、世界的な傾向として自由化ということ、は、もうしつかりした路線も敷かれておるし、特に関税の問題ではケネディラウンド、そのあとまた資本の自由化というふうな問題をめぐって、自由化の趨勢というものはなかなか防ぎ得ない、ナショナリズム的な立場で問題に対処すべきでなく、全世界的な経済の発展という立場から積極的に見ていくというふうな立場もあるわけでありまして、そういうふうな中で、ケネディラウンドの実施が、日本の場合にも二年分を一年でやるというふうなこともして、七二年にはもう五〇%引き下げのケネディラウンドを達成しようとしておるわけでありまして、そうしますと、今度は逆にいわゆる非関税障壁の問題が、これは通商白書の中にも非関税障壁の台頭という見出しがついてくるくらいにいろいろの問題が起きてきている、こういうふうな問題について、一体どうこれからこの問題の解決というものを考えていくのか。

○福田国務大臣 関税障壁は、私はこれはだんだん世界的に下がつていく、これが世界の目的にもいいし、またわが国のためにもいい、こういうふうなことを考えておるわけで、ケネディラウンドの実施にはわが国としても積極的に取り組んでいくわけですから、いままでの実績、また今後の見通し等につきましては、順調にかつ着実にこれが実施されつつあり、また今後ともさる、こういうふうに見えております。今後ケネディラウンドが一段落したあとにおきましても、なお私は諸外国が関税障壁を撤廃して、自由貿易を盛上げていくという必要

があると思ひますし、またわが国の国益から見ましてもそれがいいと思ひますので、基本路線はそういう方向で進んでいきたい。ただ、関税障壁と申しましても、わが国自体とすると、これを未準備で撤廃する、あるいは引き下げるというわけにはまいりませんから、撤廃するについてはそのための、あるいは軽減するためのその対策を、それぞれとって、十分のこまめさをとりながら進んでいかなければならない、こういうふうな考え方、もちろん経済的にはいろいろなことがありまして、一方貿易の自由化が行なわれ、それに対して、逆に関税を引き上げなければならぬというふうなことは、関税障壁をなるべく世界的に引き下げるという方向へ行かなければならないと思ひます。

それから非関税障壁につきましても同じでございます。いまして、何としてもわが国は資源の乏しい国でありますから、外国からいろいろな資源を求め、それにわれわれの頭脳を加えて価値の高いものとして他国に売り出す、こういう方式をとる、これが基本的な考え方ではないかと思ひます。ですので、大筋としてそういう方向でこれらの問題に対処していきたいという考えであります。

○広瀬(秀)委員 関税の問題はさらにすぐれて、同じような国力、同じような経済発展段階にある国同士としては、きわめて相互主義的な立場が強いと思ひます。それで、現在一種の非関税障壁だといわれている、残存輸入制限、数量制限を日本でもやつておる。しかもこの品目が多過ぎるというところで、OECD諸国側からもだいたいたかされておるわけでありまして、これはこれで大体減らしていく方向というものを大臣も本委員会でも答弁をされておるわけですか。

そこで、主要国の対日差別輸入制限品目表というのがあるわけなんです。たとえばフランスでは六九年で対日差別を六十一品目、西ドイツでは二十三品目、イタリアは六十四、ベルギー、ルクセンブルグが二十七品目、イギリスが四十八、オース

ストリアが百十六品目、こういうように、特にオーストリアなどは貿易量も非常に少ないけれどもこういう状態にもなっているわけですね。この西ドイツなりフランスなりイタリアなりイギリスなり、こういうようなものに対して、いま申し上げたような品目を向こうでは差別待遇をやっているが、われわれはこういう国々に対して、いま申し上げた数字に対応する差別品目はどういう対応関係になっているのですか。

○上林政府委員 わが国は原則としていかなる国に対しても無差別に取り扱っております。いまおっしゃいました欧州諸国等におきまして、対日差別制限、特に国際的な運営といったしましては、輸出自主規制というかっこうでそれを強制されているという形態が、いまおっしゃいました品目に多いわけでありまして、この中には非常に日本の輸出が伸びまして、そういうようなことを自主的に処理をせよというものと、かえって日本の輸出が伸びなくなるといふようなものもございまして、やっています品目もあるわけでございます。ただこういうものは、いづれにいたしまして日本だけが差別的に扱われることでございますので、機会あるごとに相手国に対してそれを撤廃するように話もいたしておりますし、ガットその他におきましてそういう問題を提起し上げて、できるだけすみやかにそういう対日差別がなくなるような努力をしていくつもりであります。

○広瀬(秀)委員 そこで特惠関税の問題ですが、日本の貿易が、特に輸出の面で東南アジアに約三〇%というような比重を持っている、こういうことから見まして、しかも東南アジア諸国においてはほとんど大部分が開発途上国である。大体日本から、これは六七年までの数字だと思いましたが、十五億ドルぐらいの向こうからの輸入に対して、われわれのほうは約三十億、ちょうど倍、輸出と輸入のバランスが、完全にわが国の出超が倍になっている、こういうことになっている。こういうようなところからこの特惠問題がやかましく言われているし、またそういうものも当然先進諸

国としては問題を解決していかないと、出超額が倍だというような形で、これがどこまでも正常な形で発展に結びつかない、これは必ず頭打ちになるといふようなこともあるわけでありまして、後進諸国がやはり特惠関税を与えろということにも、かなりわが国自身の国益を将来にわたって確保するというような面からも、当然この特惠問題についてはかなり前向きに処理をしていかなければならないだろうというところもあるわけでありまして、しかし、これが大体第一次産品というものが中心になるといふようなことで、国内産業保護等の問題と鋭く対立をするという面もあるわけでありまして、しかもわが国のいま考えているシーリング方式というように、EEC諸国が考えている特惠に対する対処のしかた、さらに開発途上国の要求というものはかなりの開きがあると思ふので、その後のこの特惠問題はいつごろ妥結できるのかという点について、これは国内における中小企業等への影響を鋭くあびる業種、こういうようなものに対する配慮などの政策も樹立をするという点も関係もあつて、この特惠関税がどういふ見通しになっているか、この見通しを、これは関税局長でつこうですから、お答えをいただきたい。

○上林政府委員 この特惠制度の早期実施につきましては、ことに開発途上国側では非常に熱望をいたしております。開発途上国側の決議では、一九七〇年のできるだけ早い初めのころにやつてほしいという点を述べております。先進国側もその趣旨に従ひまして、ことにOECDの場合におきまして討議を続けてまいつたわけでございますけれども、御承知のように、まだ最終的な結論に達しておらないわけでございます。ただ、たゞいま御存じのようにジュネーブで国連開発会議の特惠特別委員会が開催されております。その場におきまして開発途上国の意見も十分聞きまして、この五月にはOECDの閣僚理事会が開かれる予定になっております。そこでその先進国側の思想統一と申しますか、開発途上国側の、いま開かれてお

ります特惠特別委員会におきます意見も十分参酌して、先進国側の意思統一をはかるという計画を立てられておる状況でございます。そういうような状況でございますので、時期はいつごろきまるかというところはまだ申し上げられない段階でございますけれども、先進国、後進国とも、この早期実施に向かひまして一生懸命努力をしておる、こういう状況でございます。

○広瀬(秀)委員 後進国から要求されている問題について、いろいろな対処のしかたが先進国同士の中でもかなりの食い違いがある。その中で日本の態度というものはどの程度のものであり、さらに、EECあたりはむしろより多くの特惠に踏み切ろうという態度もあるのじゃないだろうかと思ふのですが、その辺のところのぐあいはどうなっておりますか。

○上林政府委員 御存じのように、たゞいま議論になっておりますのは、EEC、日本が提案をいたしておりますシーリング方式と、それからアメリカその他の国々が提唱しておりますセーフガード方式でございますが、このどちらがより後進国に有利であるかという点は、率直に申し上げますといずれも利害得失がございまして、実際の運用を見てみないとわからない点がございます。たとえて申しますと、シーリング方式につきましては、一定の限度までは原則として必ず無税の特惠供与が与えられるわけでございます。ところが、たとえエスケープ・クローズ方式でございますが、一応原則としては青天井でございますが、国内産業に影響があるということで、いついかなる事態のときにでも特惠供与がなくなつてしまふというところは、そういう点におきましてはむしろシーリング方式よりは不安定ではないかという議論がございまして、あるいは、やはりシーリング方式におきましては一定の限度を設けておられる、たゞ、例外品目というものが非常に少ない例外品目と、例えばEECでございますと非常に少ない例外品目である。わが国の場合でございますと、全く特惠が受けられない品目はございまして、ただわ

が国産業に非常に影響がありますものは、ごく限られたものにつきましては五〇%にとどめる、その他のものは原則として無税にする、こういうようなことはございまして、いづれにしてもある限度までは特惠輸入ができるということになっております。しかしセーフガード方式でございますと、やはりワグがありまじいので、どうしても例外品目というものを入れざるを得ないという実情になるわけでございます。したがって、どちらがより後進国にリベラルであるかということとはなかなか判断がつきにくい。したがって、おののの国の事情もございまして、私どもは国連開発会議その他で、方式の統一よりもむしろ早期に実施したほうがいいではないかという主張をしておる、こういう状況でございます。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんから……通産省来ていますね。——この特惠関税にもういづぶん問題が提起され、しばしばの会議にもかかわるかなり長期にわたつておるわけですが、もうそろそろこの特惠関税が実施される段階を近づけるに迎えるだろう。そこで特に日本の場合、やはり中小企業が非常に多い、先進諸国から比べて中小企業の占める比重、軽工業の分野等において非常に比重が高いわけですね。したがって、影響を受ける業種というものは非常に広範多岐にわたると思ふが、代表的な一番影響を受けやすいものを五つばかりあげてみてくださいますか。それから、それに対して、やはりこれは必ずやるだろうということ、通産当局としてどういふ対処のしかたをこの問題についてなさるのか、この点について見解をはつきり述べていただきたいと思ひます。

○山口説明員 特惠関税の実施の時期につきましては、先ほどからお話がございまして、順調に進めばこの夏ごろまでに大体の構想が固まつてくるという状況になっております。日本の場合、これを実施するということになりますと、国会に法案を提出いたしまして、特惠関係の特別の関税制度を設けるということになるわけでございます。した

がいまして、いずれ国会におきまして、この法案を提出して御承認をいただいた上で実施に入るといふことにならうと思ひます。

特惠を實施いたしました場合の影響につきましては、先ほど閣議局長から御説明がございましたように、日本案を作成いたしました段階で、できるだけ国内産業への影響、特に中小企業関係への影響を少なくするという配慮も十分いたしまして、先ほどのように、一部の品目につきましては関税率の引き下げの幅を五〇%にとどめるといふような案を作成してあるわけでございます。そういういろいろな配慮をいたしまして現在の案を作成していつておるわけでございまして、全体の影響としては極力国内産業への影響を少なくするといふように配慮しております。

ただ、やはり特定の一部の品目につきましては、特惠関税の供与によります影響が一部に出てくるということも十分予想されるわけでございまして、特に問題が起る品目という点につきましては、現在のところ繊維関係が一番多い。そのほか雑貨あるいは農産加工品等の一部が予想される次第でございます。そういうことで、一部の品目につきましては影響を十分考慮する必要がある。これにつきましては、従来から構造改善政策策定種というふうなものの指定をいたしまして計画的に構造改善を実施していく、あるいは中小企業近代化促進法の指定をいたしまして、中小企業近代化促進法による優遇措置ないし計画の実施をはかつていくということをやつてきておる業種が多いわけでございます。さらにそれらの品目を十分検討いたしまして、できるだけ対策を今後実施していく必要があるというところで、通産省の中におきましてもこれに対する対応策について、いろいろ研究会を設けまして検討を進めている段階でございます。いずれにいたしましても来年度実施するといふことになりますと、それらに対する対策を考慮して特惠実施に入つていくことにいたしたいと思つております。

○広瀬委員 非常に抽象的なお答えなんです、

この点は十分さらに積極的に具体化して、そういう特惠関税に骨やかされておる力の弱い小零細業者といふようなものに対する万全の対策を講じておくように要望しておきたいと思ひます。

それから関税の問題でいつも問題になるトウモロコシの輸入、これはもう穀物の一種として、銅料用は日本の国内生産といふものは一〇程度だといふことが通産白書にも書いてあるし、ほとんど全量輸入にたよるざるを得ない状況だといふことなんです。そうだとすると、その面では少なくとも国内産業保護といふものもそうきびしいものにはならない。ただ、甘味資源との競合といふ問題はあろうかと思ひますが、それを遮断して、やはりもつと安くて安定的な供給が、特に東南アジアあたりから得られるような方策といふものについて十分配慮をして、いわゆる銅料用といふものについては、これは甘味資源との競合に立つ部分とは區別をして、遮断をしてこの取り扱いができないかどうか。これはもう銅料用についてはむしろ無税にしてみたいのではないかと。そういうようなことでもないとなかなか畜産振興といふような大目的にもかなわぬ面があるのじゃないか、こういうように考えるのですが、その辺のところを通産及び関税局長はどうお考えになりますか。

○上林政府委員 えさ用のトウモロコシは無税でございます。いまお願いをいたしておりますトウモロコシはえさ以外の部分のトウモロコシでございます。

○広瀬委員 ではこれで終わります。

○毛利委員 美濃君。

○美濃委員 最初に大臣に、二お尋ねいたしたいと思ふのですが、過般の本会議でも、農業白書に伴う本会議質問の中で、総理大臣は、これから農業の農産物の価格対策について、関税のほか課徴金等について言及されておるわけですが、聞くところによりますと、これはまあうわさですから確証ではないのですけれども、大臣は財政運用の一元化から、課徴金制度にある程度反動的な感覚を持たれておるといふうに陰からうわさで聞

いたのですけれども、大臣自身、これからの輸入農産物と国内農業の保護との見地に立つて、関税暫定措置と課徴金についてどういう比率で今後お考えになつておるか、承りたいと思ひます。

○福田国務大臣 それは単なるうわさではなくて、そのとおりほんとうなんです。私は、課徴金といふのは財政運営上非常に窮屈な制度でありまして、いま砂糖についてあるわけですが、これはもう唯一の例外にしたい、こういうふうにお考えしております。

つまり私は、いまの日本の農業は保護しなければならぬ、そして保護の過程を通じて国際競争力をたくわえるような農業に仕立てていかなければならぬ、こういうふうにお考えですが、保護するために国家資金が必要だといふことであれば、国家資金を一般財源から出します。これは必要であるという場合においてこれをちびるというふうな考えはとりません。また関税が当該農産物を保護するために必要であるといふならば、関税をかけるということもやぶさかではございません。しかしそれをひつくるめるといふところに問題があるのだらうと思ふのです。つまり特定の財源をもつて特定の支出に充てる、こういうことを考へていったら、これは幅広い財政の運営というものは非常に困難になつてくるわけです。そういうふうな趣旨から課徴金制度——つまり課徴金制度は課徴金を徴収するばかりじゃないのです。これを財源としてそのまま保護支出に結びつけよう、こういう考へ方でありますから、そういうかたくなな考へ方をする必要はない。必要なものは必要なのとして出す。また必要な農業防衛の関税は、必要があればこれはかける。しかしその間を結びつけて財政を縛る必要はこれはないし、またそれは財政の弾力性を阻害するゆゑである、こういう考へです。

○美濃委員 そういたしますと、過般の本会議で佐藤総理大臣が、課徴金をやるとは言つてないけれども、課徴金制度も考へなければならぬといふ内容の答弁をしておつたと私は思ひます。大蔵大

臣のただいまの答弁と若干食い違ふのじゃないか、こう思ふのですが、いかがですか、その点。

○福田国務大臣 総理大臣は美濃さんが申されておるような趣旨のお答えではない、私はそう読むのですが、「いわゆる関税あるいは課徴金追加等の制度、どういふ制度が適当であるか」といふことは、その際に具体的品目についての自由化の進捗度に応じて、物価並びに国際的観点から考慮して、慎重に検討してまいる考へでございます。この点も御了承願つておきます。」とこう言つて、政府が慎重と言ふときはあまり積極的な考へじゃないのです。

○美濃委員 どうですか。いま読まれたとおりでも、慎重でも検討すると表現しておるし、いまの大蔵大臣のあなたの答弁では、慎重な検討にも値しないようなお考へなんですか。その間に食い違ひがあるのじゃないですか。「慎重」という字句が入つていたとしても検討に値するといふ答弁をしておるわけですが、どうですか。

○福田国務大臣 まあ課徴金という制度は、これはもう絶対とり得ない制度だ、いかなる場合にも課徴金はあり得ないなどという考へ方は行き過ぎだと思ひますが、私の基本的な考へ方としては、課徴金は、財政運営の責任のある私としては大体において反対だ。総理大臣からいろいろ意見を求められても、おそらく反対意見を述べる場合が多からう、かように思ひます。

○美濃委員 次に、これに関連して外務省の小林課長にお伺ひしておきたいと思ひますが、これは課徴金制度にしても準関税的なようなことになると思ふわけですが、こういう政策、関税の暫定措置と課徴金制度、これは対ガットの国際環境の中では対外的に与える影響はどうですか。

○小林説明員 課徴金は、ガット上譲許しております品目につきましては新たに課徴金をかけますのは、おっしゃるとおり関税に準ずるものとして、これは譲許品目についてはそのままでガット違反といふことになりますと、それ以外の品目につきまして、要するにガット上関税率を譲許してない

品目につきましても、次のような三つないし四つくらいの理由から国際的に問題にされる可能性があるとこのことを申し上げられると思います。

一つは、この二月の第二十六回ガット総会で、今後各加盟国は、関税その他を含めての貿易障害をできるだけ新たに付くらないようにしていくというところがその結論の中に盛り込まれております。一九六五年に新たにガットの規定に加えられましたガット第四部がござります。これは後進国のための規定でござりますけれども、第三十七条というところで、後進国の関心ある品目につきましては、新たな貿易障害というものを設けないようにつとめるという趣旨の規定がやはりここにもござります。それから第三点としましては、いまガットの農業委員会などでは、この課徴金の問題も含めまして非関税貿易障害というところでいろいろ検討しております。それから第四点としましては、わが国が農産物の自由化をするというところが新聞紙上でいろいろ書かれた際に課徴金も検討しておるといふ情報のあつたときに、アメリカや豪州それからカナダなどから公式、非公式に、自由化というものを無効化するような課徴金の制度の導入については非常な関心を持って見ておるといふことで、慎重にしてみたいという趣旨の申し入れがございました。そういうようなことで国際的に問題にされるという可能性はあるかと考えております。

○美濃委員 次に、今回提案されております暫定措置の中で、時間の関係もありまして、ナチュラルチーズの関係一つについてしぼって質問したいと思います。

この制度はたしか昨年のいまごろ、前国会末においては課徴金制度で、いわゆる外資系合弁会社の認可等もありまして、国産化率を維持し、さらに需要の伸びについては国産化率を高めていくというような構想であつたわけですが、今回それが急遽、昨年十一月ごろですか、すりかわつて、今回は関税暫定措置で見えるという経過をたどっておるわけです。なぜこうなつたか、ひとつこれ

は太田畜産局長からお伺いしたいのですが。

○太田政府委員 エムケーチーズの認可申請が、昨年の十二月に出まして、その際国産化育成のためのいろいろな措置を検討したたのでございませうが、農林省は当初は関税割当で制度を検討いたしておたのでございませうが、その検討の過程におきまして課徴金制度がとれないかというような検討をいたしたことも事実でございませう。その政府部内におきましていろいろ話し合いの過程におきまして、ただいま大蔵大臣からも御答弁がございましたように、関税につきましては財政運営の一元化という見地から、課徴金はなかなか取りにくいというようなお話もございましたし、御承知のとおりナチュラルチーズにつきましては、すでにA品目になっておるわけでもございまして、新しく輸入を自由化するということでもない、したがって新しい形での措置をここで講ずるといふこともこれまたなかなか困難ではないか。それからもう一つ、もともと関税割当で制度をとるに至つた理由にもつながるわけでもございませうが、現在の各チーズメーカーによりまして製造、製品価格に大きな格差があるわけでもございまして、もし課徴金方式によりまして国内のプロセスチーズの原料の水準を同一にするということになりますと、特定の企業に對しましてたいへん恩恵的な措置を講ずることにもなるというやうなことで、今回提案いたしておりますやうな関税割当で制度によつて当面国産化の育成をはかつてまいりたい、かような経過でございませう。

○美濃委員 この外資系合弁会社の設立を認可するにあつては念書が入つておるわけですが、その概要を承つておきたい。

○太田政府委員 念書でございまして、一応企業の秘密にもわたることがあるわけでもございませうので、概要を申し上げますと、まず役員比率、役員の比率でございませうが、一対一、これを變更する場合に農林省の承認を受ける。それからエムケーチーズKKの生産の初年度には一〇%以上の国産ナチュラルチーズを使用し、以後逐年その比

率を高めて、めどとして数年後には国産ナチュラルチーズの三分の一以上使用するようにする。それからエムケーチーズKKは昭和四十五年四月から活動を開始し得るが、当面国内のシェアを、一〇%を上回らないというやうなことを、それからエムケーチーズKKの企業活動はチーズの部門に限る。それから国内の同種企業との協調を保つやうにするというやうなことを、エムケーチーズKKから念書としてとつておるのでございませう。

○美濃委員 いまその念書の内容を承りました。が、こういう念書は通例法律根拠を持たないわけですが、念書に基づいて行政指導というのがあると思ふのですが、この場合一体念書について、最初から念書を無視するということはないと思ひます。それからその法律には該当しないと思ふんですが、いわゆる商道徳からいつて何年くらいのものでございませうか。おそろしく長年拘束することは不可能だと思ふ。あるいは道徳を無視して、近い年限、たとえば一年か二年である程度——全面無視はしないでしょうけれども、ある程度無視して出てきても、それは法律根拠はないですから、それを規制する何ものもないと思ふのですが、しかし通例そう長い年限をこういふ念書で拘束するものではないと思ふのです。その見解はどうですか。

○太田政府委員 実は外国系の会社のこういう認可にあたりまして念書の提出を求めているわけでもございませうが、いままでの例でございませうと非常によく守つておる、むしろ一種の契約みたいな觀念を持つておられるやうでございまして、よく守つておるといふのが従来の実情であらうかと思ふのでございませう。われわれとしては、特別の事情の變更のない限り、この念書は念書として拘束力を持つといふやうに考えております。

○美濃委員 次に、いまお話を承つておつてどうもちよつと私の判断をしづらな面があるわけですが、いまのお話の中で、それは今回設立されるエ

ムケーチーズは、世界屈指の食品会社が合弁によつて企業進出をしてくるわけですね。そうすると起るであろうと予測される条件は、いままで国内の乳業メーカーの体質の中で、先ほどお話をあつたやうに、ある程度シェア、あるいはチーズに対するシェア、それから商標によつて販売実力の差があるというところは私も認めるわけですが、でも、それが即国際的な大食品メーカーがチーズ事業として進出してくるにあつて、既存のいまのあれを意識しておるといふことについて大きな問題があると思ふ。これが何か国際的な外交圧迫でもあつてそうせなければならなかつたのか。クラフト社といふ乳業メーカー全部合せてもそれを上回るくらいの実力のあれですから、全量以上のものでしょう。そういう巨大なものが進出するにあつて、たとえば国内産抱き合わせ比率を国産メーカーには三〇%行政指導上の義務づけをして行政だけではないですね、二次関税で義務づけをするわけでもない。三〇%国産抱き合わせでやらぬものには一次関税は適用しないんでしょ。これは法律根拠で、関税暫定措置で義務づけするわけですね。そうすると巨大な合弁会社にはその義務づけは当初から一〇%だ。私は当初から三〇%、対等ではないと思ふのです。これはゆゆしき問題だと思ふのですが、あわせて外務省から見た場合どうなるか。国際的な何か圧力があつてこういう立ち上がりには差をつけなければならぬのか。もう一つは、今後自動車とかあるいはあらゆる合弁会社が企画されておるやうな場合でも国内メーカーと外資会社とのやうな措置について、こういうハンディをつけて、そして切り込んできた企業が有利に展開できるやうな措置をとつていくのかどうか。これは私は大きな問題だと思ふのです。簡単な問題じゃないですよ。こういう格差をつけて合弁会社を有利に立ち回らすということでは、いかなる魂胆をもつてやういふことが行なわれるか、これは明確に答弁してもらわなければ、答弁のいかんによつては私はこういうことは許せ

ぬと思うのです。

○太田政府委員 御承知のとおり、今回の関税割当り当て制度は、先ほど申し上げましたように企業によりましてその製品価格に格差がある、こういう実態に注目いたしまして関税割当り当て制度の導入をいたしたわけでございます。その際の考え方といたしまして、できる限り国産の育成をはかつてまいりたい。そこでプロセスチーズの製造のために、その原料として国産ナチュラルチーズを使用したものに対しては、その使用数量の二倍に相当する数量分は低率の関税、いわゆる一次税率の一〇％の関税を適用することとするというところでございまして、国産原料を使用すればそれだけ有利な条件で外国産原料が入手できるといふことになるわけでございまして、そこでわれわれのほうの指導方針といたしましては、エムケーチーズにつきましては当面一〇％以上国産化をやつてくれ、国産のナチュラルチーズを使用してくれ、しかしできる限り早い将来三〇％以上に持つていつてもらいたい。それから他の国産メーカーにつきましても、われわれは行政指導として、エムケーにつけた条件と同じような指導をいたしたいと考えておるわけでございまして、先生のおっしゃるようになくまで誘導措置でございまして、強制をいたしておるというものではないわけでござい

ます。

○美濃委員 私の言っておるのは、エムケーに当初、率は一〇％。当初は国産ナチュラルチーズの使用比率一〇％ですね。ですからこの場合の関税の一〇％で一次関税の適用はどうなるのですか。やはり一〇％使つて、そして当初の営業、国産シェア一〇％というものは一次関税を適用するのだ。抱き合わせ比率が一〇％だから一次関税は適用しないのか。一次関税を適用しないのであれば私はそれで了解できるわけです。一次関税を適用して、そして国内産抱き合わせを一〇％で当初立ち上がるのだというところは、世界に名前の売れておる巨大な食品会社なんですから、国内企業とそういう大きな企業に格差をつけた立ち上がりは許されぬ、こういうのですが、その中身をもう少しと話をしてください。そのいかんによつては私も了解します。

○太田政府委員 こういうことでございまして。エムケーチーズが一〇％国産を使いますれば、その倍の二〇％までの分は一次税率を適用して、残りの七〇％は三五％の二次税率、こういうことになるわけでございまして。

○美濃委員 それは間違いないですか。一〇％使用する量に対して二〇％の一次税率を適用するから差別はないのだ、間違いないですね。

○太田政府委員 そのとおりでございまして。

○美濃委員 それにしても、国産化からいくと、近い年限でも使用比率の差があるわけですね。これは国内酪農振興の見地からいうと好ましくないわけですね。そういう運用であるといえ、経済的な格差はないといふことがわかりましたからこれは了解できます。しかし国産化比率からいくと、なぜそういう特権を与えなければならぬのか。やはり三〇％で最初からいくべきだと思ふ。それはどうですか。

○太田政府委員 今回の措置でございまして、まさに三三％国産化し、残りの六六％を輸入ものにたよつた場合が最も企業にとってはバランスのとれたかつこうになるわけでございまして、す

べてのメーカーに対して同様に、われわれはこの関税割当り当て制度によりまして国産化育成をはかつてまいりたいと考えておるわけでございまして、当面エムケーチーズに対しては一〇％の国産化をまずおやりいただく。したがつてその場合には、その倍の二〇％に相当する部分が三〇％の関税をかけられ、残りの七〇％につきましては先ほど申し上げておりますように三五％の従来どおりの関税がかかる、こういうことになるわけでございまして。

○美濃委員 ちょっとこの機会に外務省から見た見解を承つておきたいと思ひますが、大きな格差はないと、いまのお話であればございすけれども、これからの合併会社はどのように、若干でも国内企業よりも有利な体形で立ち上がりを促進するのですか、どうなんですか。これは何か外交上の圧迫でもあつてこういうことをしなければならぬのか。そういう巨大な企業が合併会社で日本経済に進出してくるときに、若干でも有利な立ち上がり条件で認めるということはおかしいと思ふのです。国内産から見るとおかしな私と思ふのです。これは全部そうなる可能性があるのですか。

○太田政府委員 今後の資本自由化後の合併会社というものは、いうシステムでいく何か外交上の圧迫でもあるのかどうか、外務省の窓口から見た見解を承つておきたい。

○美濃委員 ちよつと私の答弁が不足いたしておりましたので、あるいは先生誤解がございするのではないかとということで補足して説明させていただきます。実は現在の国内におきま

す価格と輸入価格とを見ますと、かなりの格差があるわけでございまして。したがつて、企業といたしましてはどちらかといへば輸入のだけで、関税三五％払いましてもプロセスチーズをつくつたほうが一応有利なかつこうになるわけでございまして。しかし一方におきまして、将来の酪農振興のためにチーズの需要といふものは非常に伸びるわけでございまして、少な

いということでも今回の国産育成化の措置をとつたわけでもございまして、エムケーチーズにつきましても、近い将来におきましては三割以上まで国産化をやつてくれということでもむしる縛つておるわけでもございまして、今回の念書におきましても、当年初年度におきましては少なくとも一〇％以上は国産化をやつてくれということで、国産のナチュラルチーズを使用してくれということで、むしる強制をしてワクをはめておるというように御理解をいただきたいと思ふのでございまして。

○小林説明員 実は資本自由化自体の問題は、私、国際機関第一課長でございまして私の所管外でございすけれども、いまのエムケーチーズとの関連で申し上げますと、純粋の国内企業とそれからエムケーチーズとの扱い方について、国内的には、公法的には差別がないと了解しております。通商航海条約等の関連におきましても、最惠国待遇、内国民待遇が保証されていると了解しております。

○美濃委員 次に、時間の関係でできるだけ簡単にイエスカノーかという答弁でお願いしたいと思ふのですが、将来の需要の伸びに対して、現在の伸びは伸びておりません。将来の需要の伸びは、チーズは伸びておりません。国内酪農の振興にあつた将来のチーズの需要の伸びは国産化率でまかなつていく。そうすると私の計算では、現在の需要の伸びが、予想される年限では、大体七年以上で国産化率五〇、輸入五〇。そして輸入量は減りませんね、消費の伸びをもつていくわけですから。この政策の基本に向かつてチーズの政策を進めていく意思があるかどうか、これを承りたい。

○太田政府委員 私のほうは、そういうことを目標にやつてまいりたい、かように考えております。

○美濃委員 そうすると、国産化率五〇％を達成するには、この制度はその五〇％に向かつて、たとえば財政の一元運用から課徴金はできるだけ避けたいという大臣のお考えですが、この制度はその方向に向かつて、一次関税、二次関税の調整を

していかなければならぬのですが、これはすでに政策として、関税局としては農林省の意見をいま了解しておるのですか。それに向かつて改正していくんだということまで了解ができておりますか。

○上林政府委員 基本的には、国産ナチュラルチーズの使用率といいますが、国産チーズをできるだけ使っていくという方向は私もけっこうではないかと思っております。もちろんその過程におきましては、チーズ業界の合理化その他の御努力を願わなければならぬと思ひますし、また、何が何でも、消費者の立場をも無視していろいろなことをやれといわれてもなかなか問題があると思ひますけれども、そういうようないろいろな御努力と相まちまして、また農林省からいろいろ御相談があると思ひますけれども、そういう場合にはよく御相談して善処してまいりたい、そう思っております。

○美濃委員 最後に、過去においてたとえば豊年リバーなどという、いわゆるマーガリン中心の合併会社が出てきて、一時的にダンピングをやりましたね。これにもそれが懸念されるわけですね。いわゆる国際的にも非常にチーズあたりはダンピングで売ってくるものがありますから、そういうものを外資系会社が買つて、国内に重大な影響が起きるようなダンピングをやらないとはいえないわけですね。過去にそういう実績があるわけですね。やらないかもしれません。やると断定はしませんけれども、過去にそういうダンピングをやった実績があるわけですから、そういう事態が起きた場合に、これは相殺関税とか不当廉売関税とか緊急関税で調整する用意があるかどうか、これを承っております。

○上林政府委員 酪農品につきましては、確かにいろいろな保護措置が各国にございます。ただ、わが国におきましても、酪農品につきましてはいろいろの保護措置もあるわけでございます。これとに先ほどから御議論がありますように、チーズにつきましては、たとえば原料乳につきましても、保証価格制度もございますし、あるいは先ほどか

ら御議論がございますような、ナチュラルチーズのすべてが国産品ではございませんで、むしろ外国産のナチュラルチーズをどの業者も使つて生産しておるというような状況でございます。ナチュラルチーズ自体が、外国から入つてまいりますものが安いという面もかえつて利益になる点もあるわけでございます。したがひまして、現状のところ、特にこれが大きな弊害を来していると思つておりませんし、また国際的にも、酪農品につきましてもそういうものを慎もうという動きもあるわけでございます。したがひまして、ダンピング関税その他の特殊関税制度の問題につきましても、直ちにこれを発動するという情勢にないと思つておりますが、今後情勢の変化によりまして、酪農品業界に対して被害が及ぶ、あるいはそういうおそれがあるような場合には、毎々申し上げておりますように、緊急関税その他の特殊関税制度を弾力的に運用いたしまして、国内産の保護に支障のないようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○美濃委員 それでは時間になりましたので、最後に大臣に、御答弁は要りませんから……。

財政運用はわかりません。一元運用というものはわかりませんが、これからの経済動向なり貿易関係を見ておきますと、いわゆる対外的条件が許すのであれば、課徴金制度に基づく体制を確立することが生産者、農民は一番安心できるわけですね。関税よりもきちつといく。わかりかた砂糖が——いまだに菜価格をきめる段階にあります。決定する価格が別といたしまして、制度としてはてはて菜耕作者に一番安心ができておるわけですね。そういう経過を見て、財政運用の所管大臣としての考え方はわかりませんが、それだけにこだわらず、十分ひとつ検討していただきたい。

○福田国務大臣 ちよつと一言。御注文の点はなお勉強しますが、いまのエムケーチーズにつきまして、美濃さんがエムケーチーズに不当に利益を与えておるんじゃないかという印象をお持ちでい

る。御発言されておるようですが、今回の関税制り当て制度はそういう考え方はないのです。これは、外国のナチュラルチーズと国産のナチュラルチーズに非常な格差があるわけですね。そこで、チーズ製造業者は関税が三五%もかかっても安い外国のものを使いたいという傾向を持つわけですね。それじゃわが国のナチュラルチーズは育ちません。そこで、エムケー会社ができるこの際にとつ条件をつけて、なるべく国産のナチュラルチーズを使つてくだされいよ、そのかわり国産を使う量に応じて関税のほうを下げますよ、こういうことなんです。この制度自体が全体といたしまして外国の奨励だ、こういうことでありまして、外国の圧迫がどうの何とかいうことはいささかもありませんから、その点はひとつ最後に申し上げさせていただきます。

○美濃委員 ちよつと一言だけ。いま私が言ったのは、抱き合わせ比率が当初の出発からやはり三〇の抱き合わせ比率でやっていくべきじゃないか。一〇%ですから、それだけ格差があるんじゃないか、こう申しておるわけなんです。

○毛利委員 堀君。

○堀委員 関税定率の問題でありますけれども、御承知のように、いま日本は幸ひにして国際収支が非常に望ましい状態になってきて、外貨が蓄積をされるという、かつて非常に困難な国際収支の状況から脱皮してきたことはけっこうなことでありますけれども、しかしこの際重要なものは、あまりにもその他諸国に比べて異常な外貨の蓄積が行なわれることは、必ずしも諸般の経済情勢から見て望ましくない、適正な状態にあるべきであるということは、大臣も当然そういうことをお考えになると思ひます。

そこで、前回暫定措置法をやりましたときに、少し一般的に各種の関税に対する問題の議論をしたわけでありまして、そのときは大臣御出席をいただいておりますからあれでありますけれども、基本的な考え方として、いまのような確かに国内産品との関係、あるいは国内産業保護と

いう問題がありますけれども、それらを見ながらしかしなるべく関税を下げるということが、この際わが国の基本的な国際収支対策の一つの重要なポイントになってきておる、私はこういうふうに考えておりますけれども、大臣いかがでしようか。

○福田国務大臣 そのとおりと思つております。

○堀委員 そこで、きょうは特に二点だけと、あ

一つ法律の問題をやつておきたいわけですが、先に法律のほうをやりましょうか。

ちよつと伺いますが、「輸入される米、もみ、大麦又は小麦について左の各号の一に該当するときは、」云々というような、主要食糧品の減税または免税に関する事項があつて、そこに今度は、これは免税であると「前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十三年法律第八十三号）第三条第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上位価格をこえて騰貴しているとき」とあるのを、「騰貴し、又は騰貴するおそれがある」と認められるとき」と、拡大解釈することに法律の改正がなつておるわけですね。そこで、豚肉の現在の関税率というのは幾らですか。

○上林政府委員 一〇%でございます。

○堀委員 そうすると、いまここで書かれておるのは軽減または免税なんですけれども、これはこれまでの例で見ると、こえて騰貴しているときは五%に軽減するということのようなことなのか、いきなり一〇%にすばつと免税にするのか、どういう処置をしようとお考えになっておりますか。

○上林政府委員 軽減または免税でございます。安定上位価格の計算におきまして、それをこえておる部分を大体免税する、したがつて非常にますときは軽減、こういうかっこうになるわけでございます。

○堀委員 実はこちらにちょっと一つ問題があるのは、租税法定主義との関係でひつかつてくるわけです。それは何にひつかかるかといふと、緊急関税の問題、この前だいたいやりましたけれども、緊急関税の場合であっても、要するにある一定の量以上に急激に入ってきた、これを国内産業保護のためにしようというのなら、定率の関税でこれに対抗しようということだと私は思うのです。だから、タリフクォータの場合でも、ここを

ごえたら定率の関税があつて、裁量の範囲というのは要するに、その判断によつて自動的に関税のどこかに位置づけられるということになるのが、本来タリフクォータなり緊急関税等における、私ども国会側として政府の行政的措置にゆだねている判断の範囲だと思ふのです。ところがこれによりまして、価格が動いてくる、価格が動いてくるのにつれていまの関税の率が恣意的に動かせるということになると、これはちよつと私は問題があると思ふのです。だから、免税にするということになつてゐるのならこれはまだわかるわけですよ。いきなり一〇%をはずすということ、その判断だけを行政府にゆだねるというのならばまだわかりますが、要するにこえるおそれがあるということ、こえていないのですからね。こえるおそれがあるときにそれを軽減するといふ、軽減の率はどうかといふところが、これは租税法定主義との関係で重大な問題がある。

○上林政府委員 ただいまこの改正前の規定でやつておりますことは、この条文におきまして「安定上位価格をこえて騰貴してゐるとき」という発動条件を定めております。その趣旨から申しまして、安定上位価格をこえた部分につきまして軽減をする、こういう思想が中に入つてゐるのではなからうかといふことで、これは具体的には政令で定めておりますけれども、そのときどきのCIF価格プラス関税の価格を基準にいたしまして、免除の価格をきめております。今後、このおそれがあるときという改正をお認めいただきましたと

きに、具体的にどうするかといふのは、政令をどう書くかといふ問題でございすけれども、いま申しましたような運営をいたしております趣旨にかながみまして、安定上位価格をこえております部分につきまして、そういうものをあらかじめ予想をしておいて、その部分について発動をしていく、こういう考え方をとりたいと思つております。

○堀委員 私が言つてゐるのは、要するに価格が動いてくるにつれて関税率を動かすということですよ。いいですか、一〇%あるのですからね。二%軽減して八%、また値段が上がつてきた、六%、また上がった、四%などといふことは、私は行政当局として行き過ぎだといふことを言つてゐるわけですよ。要するに、いまの関税に対するわれわれの考え方は、免除と軽減があるのなら、軽減率は五%です、免除はゼロですといふことになるのなら、あなた方の許されておる裁量の範囲及び判断なんですよ。それをどこで発動するかといふ判断については、緊急性のあるものについてはまあかきとつてゐるが、この前の緊急関税における私たちの考え方ですから、それを関税率を含めて、それによつて自動的に動かすなどといふことは、これははっきり言うに租税法定主義に反してゐるわけですよ。だから、いまのこえてゐるときといふのと、こえようとするときといふのは裁量の範囲だけれども、こえておるときにこえた分だけとおそれがあるといつて、先に一体幾らの関税率を軽減するかといふことは、これは重大な問題じゃないですか、租税法定主義から見て、こえてゐるならこえてゐた額について、そのときに五%なら五%といふことになるならまだわかるけれども、こえていないのに、一体幾らこえるかわからないのに対して、あなた方が恣意的に関税率を変えようといふのは重大な租税法定主義違反ですよ。この点については率直に言つてちよつと問題がある。この法律の書き方は問題がある。もしどうしてもこうしたいといふのなら、少なくとも

五%をこえるおそれがあるときとは、先に五%落としますといふことをここで定めるか、ゼロにするといふことを定めるか。要するに発動できる体制が固定されておるものだとするところをここで確認されなかつたら、これは承認するわけにいかぬですよ。そんなに恣意的に、こえるかどうかのわかりもしないのに行政当局が勝手に動かすなら、こえてゐるときは、租税法定主義の原則から見て全然問題にならない。

○上林政府委員 説明がへたでございましたが、私どももいま考へておりますのは、発動の時期は政令で弾力的に、こえるおそれありますときにききに、こえた部分について免税をする、こういう運用をしたいと思つております。と申しますのは、過去におきまして、現実には相当期間こえておつた、しかし手続その他のために時間が要つたといふような事例もございす。そういうことございすので、こえるおそれありますときはまず発動をしておいて、その場合にこえた部分についての関税を免除するといふ手続をとつておきまして、現実にかつてきた場合には、そのときそのとき入つてまいりました値段とCIF関税を足したものが上位安定価格をこえた場合には自動的に軽減措置が講ぜられるように、そういう措置をとりたいと思つておるわけでございます。

なお、御議論をいたしましては、そういう場合にこの政令の定めるところにより、上位安定価格を下回つた部分については免税してもいいではないかといふ御議論もあり得るかと思ひます。これにつきましては、かつて申しますか、現行の法律の政令を書きかへるときには、やはり豚肉価格の国産保護の問題もございまして、上位安定価格をこえる部分について減税をするのが適当だろう。かつた、この法律の書き方から言ひまして、その上位安定価格をこえて騰貴しておるときに発動しろ、こういう御趣旨でございしたので、こえてゐる部分についての軽減措置を講ずる、そういう措置をいままでもつてきたわけでございます。

で、今後につきましては、あらかじめそういうおそれがあるときにまず発動し得る体制をしいておきまして、現実に入つてきた場合に、そのこえる部分についての軽減措置を講じよう、こういう制度でございす。

○堀委員 そうすると、あなたのほうの発動といふのと、いまの免除することが同時にやないのですか。関税率法といふのは、要するに準備をするだけのことなら何もこんなことを書かなくても、いつでも準備はできるのじゃないですか。要するにこえたときになるのじゃないか。こえたときにできる。事務的な手続だけのことで、要するに事務的な手続が、どんだん上がつてくるという情勢ならおそれる農林省のほうから、上がつてくるからひとつ関税がこえたからお願ひします。だから、関税がこえたときはいまのやつで発動できるのじゃないですか。いまの書き方では発動できないのですか。

○上林政府委員 現在の法令でございす、現にこえたといふことをまず確認しなければなりません。したがつて、こえたといふことを確認して、その確認の後に政令によりそうすることができるといふことになつておきまして、政令によつてその発動の要件を定めていく、こういうかつたことになるわけでございます。したがつて、時宜に適合して迅速にやり得るやうにいたしますためには、こえるおそれが生じてきた、見通しとしてはどうもこえそうであるといふ場合にはあらかじめ政令を出しておきまして、現実に入つてきたものがこえた場合にはその政令を適用していく、そういうシステムをつくりたい、こういうことでございます。

○堀委員 それではわかりました。そうすると、あの問題は、こえるにつれていまの関税率が動くといふことになるのですか。これはやはり問題があると思ひます。関税といふものの性格なら、多少それはいまの一〇%、三段階に区切るなり、あるいはゼロにするなり、こ

いうときにはこれを適用、こういうときにはこれを適用と、やはり税率は少なくとも法律によって確認をされておる税率でなければおかしいのじやないですか。現在の関税税率の中の税率というものはすべてが、ともかくいまのタリフクォータにしろ何にしろ法で定まらう、ここでわれわれが審議をしておる。ところが一〇%の幅の中では自動的にどこまでも上がったたり下がったりするなんということでは、これは租税法主義からいって法律上の要件として問題がある。なるほど経済要件から見れば、こえた部分だけ自動調整をすればいいかも知れませんが、そういうことは本来の関税率法の中にはどこにもないでしょう。自動的に動く関税率法の中の税率というものはほかにあります。

○上林政府委員 過去の経験にかんがみて申し上げますと、豚肉の価格の騰貴といいますが、非常な足が速うございまして、現実には上がり始めますと大体一〇%以上になってしまふという例が多うございします。したがって、過去の例では免税の希望が多いということをまず申し上げておきたいと思ひます。

第二点の租税法主義の問題でございしますが、これは法律に定める要件に従つて課税をする、こういう原則がうたわれておりますので、したがつて、法律に明確な要件が定まつておれば、その範囲内におきまして政府が運用し得るというふうに私も思つておるわけでございます。この場合におきましても、その上位安定価格をこえて騰貴をしておる、あるいはおそれがある、そういう場合にはその限度までつける、そういう運用につきましても、これは租税法主義の要件に合致しておるであらうと思ひます。

○堀委員 これは重大なところへ来ておるのでちよつと簡単にいかないのですが、この問題はあしたもう一ぺんやらしてもらいたいのだ。なぜかといふと、大臣、こういうことなんです。いまあらゆる税制の中で、要するに他の客観的条件というか、その他の条件に応じて税率が自動的に

に動いていくというものは実はないのです。所得税法であれ、法人税法であれ、関税法であれ、すべて税率は幾らと書いてあるのです。それを発動するについてはその裁量権を政府にまかせておるといふことは、行政上いまの経済情勢、運営についてあり得ることだ。だが、私がいま言つておるのは、一〇%というのを幾つかの刻みに分けておいて、二%刻みでもいいから分けておく。分けておいて、要するに二%をこえてきたときには幾らだ、四%をこえたら幾ら、六%をこえたら幾ら――幾らあつてもいいのです。要するに、少なくとも国会で承認をした税率というものを固定をしておいて、その税率に見合つていまの発動をしていくというのなら、私はこの問題について異議を申し立てる意思はないのですが、価格が動いてくるたびに税率が二%、三%、四%、五%と動いたりするといふことは、いまの税法の体系の中にはない思想なんです。だから私はそれは間違ひだと思ひます。そういう取り扱ひ方をもしこの政令にゆだねてやるとすれば間違ひだ。だからすばつとゼロにすることはちつとも反対ではないし、それを六%と三%とゼロにするのもいい。やり方はどうでもいいけれども、そのやり方の基本になる税率については、国会に出して承認を得ておくといふことが当然ではないか。これだけたくさん限税率の全部を一々ずつと毎回ここで書いて出すといふことは、やはり租税法主義といふものが少なくとも関税率法の中で守られておるといふことが明らかだから、いまのタリフクォータの場合でも、一次は幾らで、二次になつてどうなつたといふことをこまかく規定しておいて、その一次から二次に動くそのやり方、緊急関税その他の客観的判断に依つては行政当局にまかすといふのが少なくとも現在の関税のあり方ではないか、私はこう思ふわけです。

要するにわれわれとしては、租税法主義の原則は重大な問題ですからどうしても譲るわけにいかないわけです。やり方についてはいま私が提起

をしたように、一〇%を二%刻みにしたものが提案されて、二%をこえれば二%とか、そのこえた段階においてそれが自動的に次々に動いていくのもちつともかまわない。ただ恣意的に、上がったりがつたりすることが行政当局に、一方的に一〇%の範囲内で認められておるといふことはどうしても納得できない。大臣、どうでしょう、その政治的判断を――上林さんちよつと待つて、あなたの意見はだいたい聞いたから、大臣、私は政治家としてあなたに伺つておるのだから、ひとつ政治家として答えてください。

○上林政府委員 恣意的に税率を上げ下げするのだとおっしゃいましたけれども、この上位安定価格といふものは、御存じのように畜産物の価格安定法によりまして定められてゐる客観的な価格でございます。その安定価格まで価格を安定させようという思想があるわけでございます。したがつて、それ以上にもCIF価格プラス関係額がこえておる、そういう場合には輸入によつて豚肉の価格を冷やそう、そういう場合にはむしろ入れたほうが高くなりますので入れられないわけでございます。片方におきまして、やはり豚肉の価格も安定させたい、こういう趣旨と両方相兼ねますと、その上位安定価格のところに入つてくるように関税額をまける。これは恣意的ではなくして、客観的な要件に基づいて減税をしておると私どもは思つておりますので、したがつて、私どもは租税法主義の要件にも合致しておると私どもは信じておるわけでございます。

○堀委員 大臣、私は経済効果の中身のことをいふ言つておるわけじゃないんです。よろしゅうございしますか。要するに、豚肉の価格といふのは、客観的と言ひながら、多分にこれはスベキキュレションもあるし、いろいろあるわけなんです。だから、これがどう動いてくることは一つの経済現象としてやむを得ないわけですね。動いてくるにつれて税率が――上限をこえるまではいいんです。が、どこだつて価格は初めから自由価格なんで、安定帯というものをきめたのは、豚肉の供給とい

うか、価格を安定させるための一つの手段なんです。だから、価格の動き方というものはかつて自由に動くわけですから、その自由に動くにつれて税率が自由に動いていくといふことは、私は租税法主義というたいへんかたくなな言い方をしますけれども、それから見ると私はどうしても問題がある。だから、固定税率がきめられておつて、私が言うように二%刻みでもいい、場合によつたら一%刻みでもいい、とにかく固定税率をきめておいて、その固定税率のどれにするかは、いまの価格との関係で随時判断しながら、自動的にすみやかに動かしていくといふことを妨げるわけではないけれども、一〇%の幅が一つあつて、その中をどう動くといふ、そんな税法はその他にはないわけですよ。要するに、物の価格に連動して税率が動くなんというものはほかにない。だから、全部一〇%まで切つたつてちつともかまわないし、国内産を圧迫するといふならもう少し小刻みなものを切つてもいいし、やはりそこは法律に書かれたものに準拠して税率を変更するといふことであるべきだと私は言つてゐるわけなんです。だからこれは租税法主義という思想の上の問題を言つてゐるので、経済効果を阻害しようといふことを言つてゐるわけではないのです。私は、少なくともその点は法律に書くべきだ。そうしてその判断については行政当局にまかせることにやぶさかでないわけですから、どうですか、私が租税法主義を守りたいといふことをここに書くといふことは何もないかと思ひます。何段階かのものを書いておくといふことはちつとも問題はない。

○福田国務大臣 あなたのお話しになられることはよくわかります。わかりますが、経済政策のねらいからいいますと、ただいま私が聞いておるところでは、関税局長の説明に準拠してやつたほうがより効果的である、こういうふうな考へるんです。そういう行き方まで法律論的に租税法主義に反するからどうかとか、こういう問題、これは立法論の問題であります。私は今日のような国

内の物価情勢、また国外の流動する経済情勢、そういう情勢下においてきわめて妙味ある制度となるのではあるまいか、そういうふうに考えます。

○堀委員 経済原則からいっても、それなら私は逆だと思ふんです。政策的効果から見ると、非常に安いでん上りかけられているときは、しよっぱな一〇%全部はすしちやって、安いのを供給するほうがいいのですから、同じ額で動くというこゝでは実際はあまり意味がないんです。だから、要するに豚肉の上がつてくるのを防ぎたいということに問題があるというのなら、全部根っこから免税にしてしまつて、安い豚肉をどつと入れれば上がつてくるのが防げるのであつて、上がつてくるのと同じだけにもかく安定帯を維持するという、言うなれば消極的な方策なら私はこれは政策的にだつて問題がある。だから私がさつきから言つていたように、最初から一〇%取つてしまつて、安い豚肉をどつと入れることによって、どんだん上がつてくるのを調整するということのほうがより合理的じゃないのですか。その場合は、多少少場合によつては安定帯の中に食い込むかもしれないけれども、さつきのお話のように相当なスビードで上がつてくるものを、いまのような程度の処置をしたつてあまり価格を食いとめるだけの力にはならないではないか。輸入手続、いろいろありますから、輸入したものがすぐそのあくる日から市場に出るわけではないから、当然タイムラグが出てくる。それならば免税にするというほうがもっと合理的で、だから考え方を整理してもらいたい。要するにこれは政令で書くのだから、やめてしまつて免税にしてしまふ。ここからこえたら免税であるというのなら話はよくわかるのです。だから、要するに私が言つてゐることは、自動的のこう上がつたり下がつたり、上がつたり下がつたりということはある。そんな自動的に動く税法がありますか。

○細見政府委員 私はそれはそれなりに税率がで

きておるのだらうと思ひます。相殺関税というものは、内国税のような一定の課税要件をつかまえてそれに税率をかけるというのではなくて、その差額に税率をかける、その差額が関税だということに書いてあるわけですから、いまのような場合その差額、しかも無制限にそれをまかしてはいけないうので一〇%というシーリングが置いてあるのだから、私は関税の性質上それが一つの税率だ、かように考えます。

○堀委員 あなたに何も関税率の話まで言つてもらう必要はない。国内法にあるかと聞いたのです。国内法に、自動的にその他の要件で動くものはあるかと聞いたのです。それを答えてください。

○細見政府委員 それはごさいません。

○堀委員 それならあなたは余分なことを言わぬでもいい。関税だから必要だという話があります。が、関税といふこともこれはみな実は書いてあるのです。タリフクオータの問題一つにしても、量がどうなるかというものは別に、要するに第二次税率を發動するときは、第二次税率は幾らと、こうちやんと書いてあるわけですね。これを自動的にどんだん上げた下がりたりしていいわけですね。大体税率はここに全部書いてあるのではないのですか。書いてない税率がありますか。

○上林政府委員 原則としておっしゃいますように税率を明記しております。それからたとえば緊急関税その他の場合におきましては、法律的に要件を明示いたしまして行政府におまかせをいただいておる場合もございます。また、たとえば各種の免税制度その他の場合におきましては、政令により具体的な要件をまかしていただいている場合もございます。その限度はやはり客観的にある程度国会の御意思によつて定められたものがなければならぬ、こう思つております。これがいわゆる租税法主義であるかと思つておりますが、しかしこの程度の、いま申し上げました政令委任といふものは、事柄は違ひますけれども、彈力的にやるといふことにつきまして、私はいまちよつ

と思ひ浮かびませんが、ある程度の政令委任、これと同じ程度のものの政令委任を受けた例は相当あるような気がいたします。ことにいまこの税率につきましては、先ほど主税局長からお話しがありましたように、上位安定価格との差額をまける、これはきちつと明確に、入つてまいりますCIF価格に忠じて、それがきまつてまいりますすれば必然的に確定をいたします額でございす。これも一定の税率であるというふうに私は思つておりますから、租税法主義の観点から問題はないと思つております。

○堀委員 実はまだ時間が少しかりますし、この問題は法定というものが一体どういうことかという問題があると思うので、要するに政令その他に書いてあるとすればそれで法定だといふ問題。しかし実際にそういうことなら私も、いろいろの関税の問題については書かなくなつて、どんだん政令で幾らでもいけるのだといふことになりかねないと思ふ。やはり私もこれはこれで書いてきた過去の実績、いろいろの問題については、次はこの税率になります。この税率になります。次は、書いてきたいろいろの過去の実績から見ると、私はそういうことの方が少なくとも租税法主義を守るので、それが経済効果を阻害するなら困るけれども、経済効果を阻害しない範囲の措置がとれるなら当然私はそれとていいじゃないか。特にいまのうちに五%、一〇%くらいにして、もし高くなりそうならばあらかじめ五%を免税にして、どうしてもいけなければ次は一〇%落としてしまふというように、少し早目というか、物価を下げるのがこの目的の主体なんですから、それに役に立つようにするためには、もっと大刻みであつてもいいと思ふわけですね。ですから、そういう意味でちよつと議論が残りますけれども、ここまでにして……。

○中川政府委員 しろつとであります。私から補足して……。

第一番目は、いま御指摘の点は、従来からもそれをやつてきたこととす。今度変えまして

のは、さつきの発動の時期についてでありまして、こゝをおそれがある場合を加えたといふことが変わつてゐる点であるといふことが、まず申し上げたい第一点です。

それから、率は一〇%以上はかけられないわけですから、一〇%が限度。現在の価格は四百二十二円が限度になつてゐるわけですね。輸入価格が四百二十三円になつたとすれば、かりに五%まけたとすれば、四百二十二円よりずつと安い値段になる。あるいは一%まけても安くなる。ですから、こゝえた分の一円を税金でまけて四百二十二円になるように、上位安定価格が支持できるような税率を免除してまいります。こういうことですから、好きかつてにやつて、五%とか一〇%とかきめられない性質のものじゃないか、こういうわけですね。事務的に絶対これは詰められないのですから、何%ときめられないのです。たとえば、こゝえた場合一〇%まける、五%まけるといつたら、上限価格より下回つてしまふ。

○堀委員 ですから、安いものを入れればいい。それが政策効果だ。

○中川政府委員 それはちよつと問題ではないかと思ひます。

○堀委員 ですから、これはあと引き続きやります。あとは保留させていただきます。

○毛利委員 長 福田大蔵大臣から発言の申し出があります。この際これを許します。福田大蔵大臣。

○福田大蔵大臣 きよう午後、日本銀行の政策委員会において、公定歩合のうち輸出買手の金利を一%引き上げることを中心といたしまして、輸出金融につきまして若干の修正をした、こういうことがありましたので、この際御報告申し上げます。

けさ日銀当局から連絡がありまして、總裁それから通産大臣、私と三人で話し合ひをいたしました。そういうお話がありましたので、政府側から

は、第一は経過措置について少し考えてもらいたい。金融引き締め下でもありますので、これがあまり唐突であつてもいかかと思うので、若干の調整期間を置いてもらいたい。それからもう一つは、中小輸出業者、この立場を考へて何か特殊なことはできないかということも考へせられたい。また、いま輸入金融につきましては制度的な金利体制というものはないわけでありす。ないわけでありすが、制度的にどうするかどうかは別といたしまして、輸入金融について何か考へることはできないか。この三点の意見を総裁に対して申し入れたわけです。

総裁は、その点は十分考へしてみよう、こういうことでもありますので、いま外貨が急増しつつある、そういう際に、国際社会においては、日本の輸出金利優遇政策、これは先進国の中におきましてわが日本がただひとりああいう措置をとつておるのでありますが、この措置を漸進的にさや寄せをすることを考へることは適當なものであるというふうに考へまして、私どもも賛意を表した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○毛利委員長 次回は、明八日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十五分散会